

福島県災害対策本部員会議（第25回）

日時 令和元年11月8日（金）

午後5時15分～

場所 北庁舎2階 危機管理センター

災害対策本部会議室

次 第

1 開会

2 議事

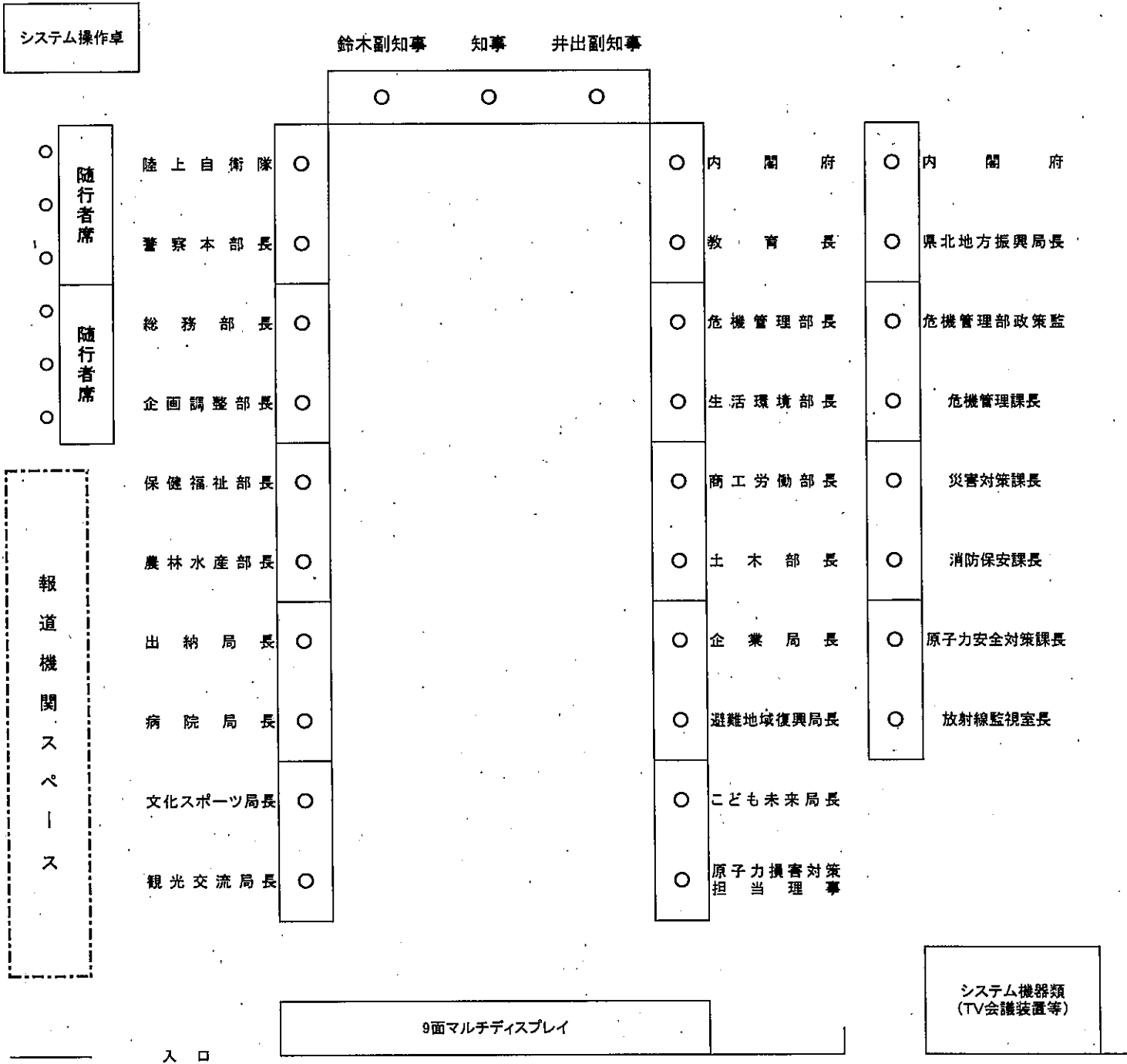
(1) 台風第19号等による被害状況と今後の対応について

(2) その他

3 閉会

台風第19号等に伴う福島県災害対策本部員会議 席次表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



台風第19号等に伴う福島県災害対策本部員会議 資料

(R1. 11. 8 17時 災害対策課)

10/12(台風)から28日め

10/25(大雨)から15日め

<大雨特別警報、気象警報の主な発令状況>

【令和元年10月12日 台風第19号】

- 10/12 14:09 大雨・洪水警報発令 → 段階的に県内全域に拡大
- 15:05 土砂災害警戒情報発令 → 段階的に県内に拡大
- 18:10 高潮警報
- 19:50 大雨特別警報 → 段階的に県内に拡大
- 10/13 04:00 高潮警報解除
- 04:35 大雨特別警報解除
- 14:20 土砂災害警戒情報解除
- 14:57 大雨警報解除
- 10/15 09:26 洪水警報解除 → 台風第19号に係る全ての気象警報等が解除

【令和元年10月25日 大雨・洪水警報】

- 10/25 15:34 洪水警報発令 → 段階的に浜通り、中通り等に拡大
- 16:39 大雨警報発令 → 段階的に浜通り、中通り等に拡大
- 16:57 土砂災害警戒情報発令 → 段階的に浜通り、中通り等に拡大
- 10/26 07:00 土砂災害警戒情報解除
- 09:28 大雨警報解除
- 16:24 洪水警報解除 → 大雨・洪水に係る全ての気象警報等が解除

<主な被害状況即報 (特に記載なければ11/8 13:00現在)>

避難所開設市町村数	9市町村 (△1)	
避難所開設数	37か所 (△5)	
受入避難者数	1,146人 (△50)	
人的被害		
死者	32人	(±0) 内訳
行方不明者	0人	(±0)
重傷者	1人	(±0)
軽傷者	58人	(±0)
住家被害		
床上浸水	12,090棟	(+67)
床下浸水	2,736棟	(+76)
全壊	308棟	(+15)
半壊	1,406棟	(+142)
一部損壊	915棟	(+75)

※ 数値は、10/12の台風第19号、10/25の大雨・洪水による被害の合計。

市町村名	報告数	増減
郡山市	6	±0
いわき市	8	±0
白河市	2	±0
須賀川市	2	±0
二本松市	2	±0
本宮市	7	±0
相馬市	2	±0
南相馬市	1	±0
飯舘村	1	±0
川内村	1	±0

<その他 (11/8 14:00までの情報)。過去1週間程度の情報を記載。>

- トヨタ自動車(株)からの車両無償貸与について、要望があった市町村への納車は11/7(木)から実施。
内訳は、郡山市(2台)、いわき市(10台)、相馬市(3台)、伊達市(10台)、石川町(2台)の4市1町、合計27台。
- 被災者生活再建支援制度の市町村説明会(TV会議)を11/6開催。
- 台風19号に伴う民間借上げ住宅及び住宅応急修理に関する市町村説明会(TV会議)を10/24開催。市町村で準備が整い次第受付を開始。(10/24)
11/7現在、借上げ住宅の受付は、福島市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、鏡石町、只見町、石川町、玉川村、飯舘村の15市町村(±0)で開始。
また、住宅応急修理の受付は、福島市、郡山市、いわき市、白河市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、鏡石町、天栄村、只見町、磐梯町、猪苗代町、西郷村、泉崎村、矢吹町、塙町、石川町、玉川村、平田村、浪江町、新地町の25市町村(+3)で開始。
- 11/7現在の「市町村別住家被害罹災証明書交付状況」をとりまとめ(別紙参照)。
- 被災者支援制度ガイドブック(令和元年台風第19号等災害)【別冊】を作成。
本ガイドブックは、被災市町村が被災者に対して支援制度を紹介するための基礎となる情報をまとめたもの。市町村ごとに、独自の支援制度や連絡先などを追加し、被災者支援のために活用してもらうことを想定。
- 昨日(11/7)開催された国の非常災害対策本部会で示された「対策パッケージ」については、今後、事業が具体化してから追加掲載予定。
- 浸水区域において環境放射線モニタリングを実施。
空間線量率及び泥土については、県内7方部におけるこれまでの測定結果と同程度。大気浮遊じんについては、これまでの結果の最大値を上回ったが、被ばく評価を行い、年間追加被ばく線量の約2,600分の1との結果を確認。
今後も、浸水区域を含む被災地周辺環境の状況把握のため、11/5(火)から継続して調査を実施中。
- 11/1(金)に国のプッシュ型支援により、福島市、伊達市、須賀川市、相馬市、いわき市、石川町、鏡石町の7市町に加湿器(計53台)を発注。11/6(水)に各避難所へ配送予定。(11/3)

令和元年11月8日

市町村別住家被害罹災証明書交付状況（11月7日18時00分現在）

No.	市町村名	初回住家被害罹災証明書交付				(参考) 初回住家被害認定調査		
		交付開始日 (予定)	申請受付件数 A	交付済件数 B	交付割合 B/A	調査開始日	調査終了日 (予定)	調査実施済 棟数
1	福島市	10月24日	1,007件	769件	76.4%	10月16日	11月30日	929棟
2	会津若松市	申請あり次第	0件	0件		申請あり次第		0棟
3	郡山市	11月2日	7,097件	167件	2.4%	10月24日	11月8日	7,489棟
4	いわき市	11月1日	12,549件	676件	5.4%	10月22日	11月10日	9,400棟
5	白河市	10月24日	82件	1件	1.2%	10月21日	11月15日	74棟
6	須賀川市	11月11日	0件	0件		10月18日	初回調査終了	1,729棟
7	相馬市	10月30日	2,087件	961件	46.0%	10月15日	11月中	1,526棟
8	二本松市	11月7日	80件	0件	0.0%	10月23日	11月15日	75棟
9	田村市	11月11日	149件	0件	0.0%	10月23日	初回調査終了	53棟
10	南相馬市	10月30日	381件	72件	18.9%	10月15日	11月29日	340棟
11	伊達市	11月1日	1,153件	142件	12.3%	10月16日	11月15日	961棟
12	本宮市	10月28日	1,190件	529件	44.5%	10月14日	11月中旬	1,000棟
13	桑折町	11月5日	13件	10件	76.9%	10月28日	11月8日	12棟
14	国見町	10月30日	19件	19件	100.0%	10月16日	11月15日	19棟
15	川俣町	11月8日	135件	0件	0.0%	10月23日	11月13日	109棟
16	大玉村	10月30日	6件	6件	100.0%	10月29日	11月15日	6棟
17	鏡石町	10月24日	85件	85件	100.0%	10月14日	初回調査終了	85棟
18	天栄村	10月15日	2件	2件	100.0%	10月15日	初回調査終了	2棟
19	下郷町	申請あり次第	0件	0件		申請あり次第		0棟
20	只見町	10月25日	4件	4件	100.0%	10月13日	初回調査終了	4棟
21	南会津町	10月30日	1件	1件	100.0%	10月18日	初回調査終了	4棟
22	磐梯町	申請あり次第	0件	0件		申請あり次第		0棟
23	猪苗代町	11月6日	30件	5件	16.7%	10月28日	11月22日	12棟
24	会津坂下町	10月23日	1件	1件	100.0%	10月23日	初回調査終了	1棟

令和元年11月8日

市町村別住家被害罹災証明書交付状況（11月7日18時00分現在）

No.	市町村名	初回住家被害罹災証明書交付					(参考) 初回住家被害認定調査		
		交付開始日 (予定)	申請受付件数 A	交付済件数 B	交付割合 B/A	調査開始日	調査終了日 (予定)	調査実施済 棟数	
25	西郷村	10月29日	22件	22件	100.0%	10月15日	初回調査終了	22棟	
26	泉崎村	11月11日	5件	0件	0.0%	10月23日	初回調査終了	5棟	
27	中島村	11月11日	7件	7件	100.0%	10月18日	初回調査終了	13棟	
28	矢吹町	11月5日	29件	5件	17.2%	10月28日	11月8日	25棟	
29	棚倉町	11月5日	6件	6件	100.0%	10月23日	初回調査終了	6棟	
30	矢祭町	10月16日	23件	23件	100.0%	10月13日	初回調査終了	31棟	
31	塙町	10月15日	106件	106件	100.0%	10月13日	初回調査終了	106棟	
32	石川町	11月11日	611件	0件	0.0%	10月28日	11月10日	590棟	
33	玉川村	10月23日	43件	43件	100.0%	10月18日	初回調査終了	43棟	
34	平田村	10月30日	6件	3件	50.0%	10月29日	11月29日	6棟	
35	浅川町	10月29日	19件	19件	100.0%	10月23日	初回調査終了	27棟	
36	古殿町	10月30日	6件	3件	50.0%	10月25日	11月29日	3棟	
37	三春町	11月7日	15件	3件	20.0%	10月28日	11月29日	12棟	
38	小野町	10月24日	25件	12件	48.0%	10月24日	初回調査終了	44棟	
39	檜葉町	10月28日	1件	1件	100.0%	10月17日	11月15日	1棟	
40	川内村	10月21日	3件	3件	100.0%	10月15日	11月30日	20棟	
41	浪江町	11月15日	10件	0件	0.0%	10月29日	11月15日	27棟	
42	新地町	11月7日	0件	0件		11月1日	11月29日	0棟	
43	飯館村	申請あり次第	0件	0件		申請あり次第		0棟	
	計	—	27,008件	3,706件	13.7%	—	—	24,811棟	

本ガイドブックは、被災市町村が被災者に対して支援制度を紹介するための基礎となる情報をまとめたものです。市町村ごとに、独自の支援制度や連絡先等を追加し、被災者支援のためにご活用頂く事を想定しています。

被災者支援制度ガイドブック

(令和元年台風第19号等災害)

〇〇市町村

(第1版 令和元年11月〇〇日現在)

(住民向け)

- り災証明に関すること 1
- 住まいに関すること 2
- 生活資金に関すること 4
- 税金に関すること 9
- 減免・免除に関すること 11
- 要件緩和に関すること 16

(事業者向け)

- 商工関係 17
- 農林水産業関係 19

(共通)

- 各種相談 20
- その他 25

◎お問い合わせ先一覧

- [福島県]** 26

(住民向け)

●り災証明に関すること

制度の名称	り災証明の交付
支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none">●各種被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものであり、市町村が住家等の被害の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」です。●り災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

●住まいに関すること

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村へ申込、市町村が業者に依頼して実施します。 ●修理限度額 大規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 一部損壊（10%以上20%未満）30万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が一部損壊（損害割合が10%以上に限る）又は半壊、大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります） ②応急仮設住宅（いわゆる借上住宅を含む）等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。） ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 <p>※災害救助法が適用された市町村 北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く県内55市町村</p>
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	障害物の除去（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所など日常生活に欠くことのできない場所にある土石や竹木等を除去することで、元の住家に引き続き住めるようにするものです。 ●障害物の除去は、市町村へご相談いただき、市町村が業者に依頼して実施します。 ●限度額 1世帯あたり13万7千9百円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊又は床上浸水した方で日常生活に著しい支障を及ぼしている場合 ②住居またはその周辺に運ばれた土石や竹木等で、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない方（障害物の除去を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。） <p>※災害救助法が適用された市町村 北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く県内55市町村</p>
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	借上型応急仮設住宅の提供（災害救助法）			
支援の種類	現物支給			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のため、県が民間賃貸住宅を借上げ、提供します。 ●契約期間は原則1年です。 ●県が負担する経費 家賃、礼金（家賃1か月分を限度）、退去修繕負担金（家賃2か月分）、入居時鍵等交換費（社会通念上必要な金額を限度）、仲介料（家賃0.55か月分を限度）、損害保険（県が加入） ●月額家賃の上限 			
	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃
	1～4人	6万円	5人以上	9万円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号に伴う災害の時点（令和元年10月12日）において、災害救助法が適用された55市町村に居住する方で、次の①～③のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・住居が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない方 ・「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ・ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している等により、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方 ②自らの資力では住宅を確保することができない方 ③災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方 			
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県土木部建築指導課 電話：024-521-8493 ・福島県災害対策本部救援班借上げ住宅チーム 電話：024-521-8493 ・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 			

制度の名称	公営住宅への入居（市町村営住宅）			
支援の種類	現物支給・現物貸与			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。 			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する市町村で別に定める場合があります。 			
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 			

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金			
支援の種類	貸付（融資）			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 			
	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ		
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。 			
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市福祉事務所 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・福島県〇〇保健福祉事務所〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 			

●生活資金に関すること

制度の名称	被災者生活再建支援制度																					
支援の種類	給付																					
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" data-bbox="411 452 1251 573"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="416 640 1256 795"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算支援金について、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。</p> <p>●支援金の使途は制限されません。詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>			支給額	住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊		100万円	50万円	支給額	住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)		200万円	100万円	50万円
支給額	住宅の被害程度																					
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																				
	100万円	50万円																				
支給額	住宅の再建方法																					
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)																			
	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	<p>●住宅が自然災害により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※)下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯)</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※県内の全市町村対象。</p>																					
お問い合わせ	<p>・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>																					

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) 2. 母子・父子福祉団体(法人) 3. 父母のいない児童(20歳未満) ●父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方) 2. 母子・父子福祉団体(法人) 3. 父母のいない児童(20歳未満) ●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦(かつて母子家庭の母であった方) 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市福祉事務所 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・福島県〇〇保健福祉事務所〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金貸付)※特例措置あり				
支援の種類	貸付(融資)				
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。 ※貸付開始は令和元年11月11日(月)となります。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円,特例措置20万円以内※</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※次に掲げる特に必要と認められる場合には,20万円以内とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。 (2) 世帯員に要介護者がいるとき。 (3) 世帯員が4人以上いるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか,重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会会長が認めるとき。 ●このほか,生活福祉資金には,総合支援資金,福祉資金,教育支援資金,不動産担保型生活資金があります。詳しくは,福島県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	原則10万円,特例措置20万円以内※	貸付利率	無利子
貸付限度額	原則10万円,特例措置20万円以内※				
貸付利率	無利子				
活用できる方	令和元年台風第19号により当座の生活費を必要とする世帯。(低所得世帯に限らない。)				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県社会福祉協議会 電話：024-523-1250(直通) ・お住まいの市町村の社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 				

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※県内の全市町村対象。</p>
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方 <ol style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明した方 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した方 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥ 両上肢の用を全廃した方 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧ 両下肢の用を全廃した方 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方 <p>※県内の全市町村対象。</p>
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付, 現物給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市福祉事務所 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・福島県〇〇保健福祉事務所〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	一時生活支援事業
支援の種類	衣食住の提供
制度の内容	●生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、住居のない生活困窮者が自立した生活が営めることができるよう、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供します。
活用できる方	●須賀川市及び46町村で生活に困窮している方
お問い合わせ	・お住まいの地域を所管する自立支援機関

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等や生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特別措置を実施します。（※1・2）
被災者支援を 活用できる方	<p>(※1)災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。</p> <p>(※2)激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため、本人も休業を余儀なくされた方が対象です。</p>
お問い合わせ	・お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	国の教育ローン	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内
	対象経費	学校納付金, 受験にかかった費用, 教科書代, 定期代, 下宿代等
	保証人等	(公財) 教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要
	※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。	
活用できる方	●世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)あり	
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656	

●税金に関すること

制度の名称	市町村税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市町村税(個人住民税、固定資産税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市町村税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない方は、申告期限又は納期限が延長されます。これには、市町村が告示を行い一律に期限が延長されている場合と市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限が延長されている場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	県税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税(自動車税(種別割及び環境性能割)、不動産取得税、個人事業税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告・納付などをその期限までにできない場合、申請により申告期限又は納期限が延長されます。なお、本県では令和元年10月12日以降に到来する県税の申告・納付などの期限について、当面の間として、県内全域を指定して延長しました。※一部税目を除き、別途指定する日まで延長することとなります。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	○最寄りの地方振興局県税部 ・県北地方振興局県税部(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡) 024-521-2680 ・県中地方振興局県税部(郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡) 024-935-1235 ・県南地方振興局県税部(白河市、東白川郡、西白河郡) 0248-23-1512 ・会津地方振興局県税部(会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡) 0242-29-5235 ・南会津地方振興局県税部(南会津郡) 0241-62-5213 ・相双地方振興局県税部(相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡) 0244-26-1123 ・いわき地方振興局県税部(いわき市) 0246-24-6024 ○福島県総務部税務課 024-521-7069

制度の名称	国税の減免措置等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合（損害額が住宅や家財の価額の 1/2 以上で、被害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の方が対象）、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね 1/5 以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の 1/2 以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が 1,000 万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の 1/2 以上で、被害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	・お近くの税務署

●減免・免除に関すること

制度の名称	児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）に係る入所者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●児童養護施設、乳児院、障害児入所施設等の児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）の入所者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・福島県〇〇保健福祉事務所 （いわき市にお住まいの方は、いわき地方振興局 電話：0246-24-6204）

制度の名称	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所、障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設の利用者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・保育所、障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホームについては、お住まいの市町村へ ・軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）については、各施設へお問い合わせください。

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担等の減免措置等						
支援の種類	減免・支払猶予						
制度の内容	<p>●医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担等について、減免措置等が講じられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予</td> <td>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>健康保険等の窓口負担の減免</td> <td>健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>介護保険料及び利用料の減免・支払猶予</td> <td>介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> </table>	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。	健康保険等の窓口負担の減免	健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。	介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。						
健康保険等の窓口負担の減免	健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。						
介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。						
活用できる方	<p>●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料(税)・窓口負担等の支払いが困難と認められる方</p> <p>●保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。</p>						
お問い合わせ	<p>・健康保険組合、全国健康保険協会、お住まいの市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、共済組合などご加入の各医療保険者・介護保険者の窓口</p> <p>・後期高齢者医療制度については、お住まいの市町村又は福島県後期高齢者医療広域連合の窓口</p>						

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替(債権者向け)
制度の内容	<p>企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 (2)労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	<p>お近くの労働基準監督署 (所在地案内) https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagano/index.html#roudoukyoku 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話：044-431-8663(神奈川県)</p>

制度の名称	保育所等の保育料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所等の保育料の減免が受けられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、保育料を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	幼稚園への就園奨励事業
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。
活用できる方	●幼稚園に通う園児の保護者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・通園されている幼稚園

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・通学されている学校

制度の名称	県立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学審査料の免除をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	・福島県教育庁財務課 電話：024-521-7754

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者に対し、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者
お問い合わせ	・在籍する各学校（事務担当）

制度の名称	私立高等学校等授業料減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料の減額、免除を行います。
活用できる方	●各学校において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	・在籍する各学校

制度の名称	県立テクノアカデミー授業料等減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●学費を負担する方が災害により著しく損害を受けた場合に、授業料の減免、入学検定料及び入学料の免除を行います。
活用できる方	災害により著しく損害を受けた学費負担者が対象です。
お問い合わせ	・福島県産業人材育成課 電話：024-521-7829

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	・在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や正規の副教材を無償給与します。その他の教材、文房具、通学用品についても支給します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村※において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校含む）の児童・生徒が対象です。 ※災害救助法が適用された市町村 北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く県内55市町村
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校については、市町村教育委員会 ・県立、国立、私立学校については、通学されている各学校

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO） 電話：03-6743-6011 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※（参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-086-353

制度の名称	災害復興住宅融資（建設・購入、補修）							
支援の種類	貸付（融資）							
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援機 構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。 ●融資金利（令和元年11月1日現在：金利は毎月改定します） 							
	【建設・購入の場合】	【補修の場合】						
	<table border="1"> <tr> <td>基本融資額</td> <td>年 0.36%</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>年 1.26%</td> </tr> </table>	基本融資額	年 0.36%	特例加算額	年 1.26%	<table border="1"> <tr> <td>年 0.36%</td> </tr> </table>	年 0.36%	
	基本融資額	年 0.36%						
特例加算額	年 1.26%							
年 0.36%								
●融資限度額	<table border="1"> <tr> <td>建設の場合</td> <td>基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>購入の場合</td> <td>基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>補修の場合</td> <td>基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円</td> </tr> </table>		建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円	購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円	補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円
建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円							
購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円							
補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円							
<p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html) 又は下記のお問い合わせ先に ご確認ください。</p>								
活用できる方	<p>ご自分が居住するため又はより災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。</p>							
お問い合わせ	<p>・独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-086-353</p>							

制度の名称	文化財補助金事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の復旧に関する補助。
活用できる方	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の所有者
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付，サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html</p>
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	・お近くのハローワーク（公共職業安定所）

●要件緩和に関すること

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の事情の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します（翌年に災害を受けた年の所得を審査し、制限限度額を上回る場合、返還が必要です）。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当については、福島県児童家庭課 電話：024-521-7176 ・その他については、〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器購入等のための要件の緩和
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、補聴器購入等のための要件が緩和されることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	・〇〇市〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(事業者向け)

●商工関係

<p>制度の名称</p>	<p>福島県中小企業制度資金</p>																				
<p>支援の種類</p>	<p>貸付(融資)</p>																				
<p>概要</p>	<p>○豪雨災害特別資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 県内に事業所を有し、災害救助法適用区域において事業を行っている中小企業者のうち、次に掲げる要件①②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法適用区域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者 (市町村の罹災証明が必要となります。) ② 次の要件に全て該当する中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害救助法適用区域において1年間以上継続して事業を行っていること。 イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 (売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。) ■ 融資限度 運転資金、設備資金8,000万円(併用時は8,000万円限度) ■ 融資期間 10年以内(うち据置1年以内) ■ 融資利率 固定 年1.5%以内 ■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%(責任共有制度対象外100%保証) ■ 担保 審査により必要になる場合があります。 ■ 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により(原則第三者保証人は不要) ■ 取扱期間 令和元年11月1日より令和2年3月31日融資実行分まで <p>○外的変化対応資金(自然災害により影響を受けた中小企業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 県内に事業所を有する中小企業者で、自然災害(冷夏、長雨、台風、地震等)の影響により、事業活動に影響を受けている方(売上高等が3%以上減少又は減少する見込み) <p>※ 自然災害以外の要件でご利用いただける場合もありますので、詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 融資限度額 運転資金 5,000万円 設備資金 7,000万円 (併用時は7,000万円限度) ■ 融資期間 10年以内(うち据置3年以内) ■ 融資利率 固定 年2.0%以内 変動 年1.5%以内 ■ 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.35%~1.35% (責任共有制度対象で80%保証) <table border="1" data-bbox="480 1559 1485 1637"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.10%</td> <td>0.95%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により(原則第三者保証人は不要) ■ 取扱期間 令和2年3月31日融資実行分まで <p>(注) 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%												
<p>お問い合わせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【融資の申込】 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金) ・【制度内容の照会】 福島県経営金融課 電話：024-521-7288 																				

制度の名称	災害復旧貸付（日本政策金融公庫）					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 					
	○国民生活事業	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table>	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）
	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額				
	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）				
○中小企業事業	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table>	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）	
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内					
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）					
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等					
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店,郡山支店,会津若松支店,いわき支店 ・中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店 					

制度の名称	災害復旧貸付（商工組合中央金庫）	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 	
	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内
	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等	
お問い合わせ	・商工組合中央金庫 福島支店,会津若松営業所	

● 農林水産業関係

制度の名称	
支援の種類	
制度の内容	福島県が作成した「台風19号等の暴風雨による災害からの農林水産業復旧の手引き」を御参照ください。 下記アドレスからもダウンロードできます。 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/tebiki.html
お問い合わせ	

(共通)

●各種相談


相談窓口名	福島県弁護士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災者支援のための情報提供、生活再建に関する相談等 なお、法律問題に限らず、今回の災害における困りごとについて相談ください。 ●実施時間：平日14時～16時
お問い合わせ	●電話：024-534-1211、024-925-6511、0246-25-0455 (相談料無料)

相談窓口名	福島県司法書士会、福島県青年司法書士協議会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災者に係る住宅ローン、自動車ローンの借金返済、会社や事業の継続問題等 ●実施時間：平日11時～17時(10月17日～12月20日)
お問い合わせ	●電話：0120-315199(通話料無料, 相談料無料)

相談窓口名	福島県行政書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災者に係る各種制度等の案内等 ●実施時間：平日10時～16時
お問い合わせ	●電話：0120-080353(通話料無料, 相談料無料)(10月23日～11月15日まで)

相談窓口名	福島県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災に伴う休暇の取扱いに関する相談 ●雇用保険(失業給付)の手続き等に関する相談 ●労災保険における給付の手続き等に関する相談 ●健康保険証や年金手帳の再発行等に関する相談 など ●実施時間：平日9時～16時
お問い合わせ	●電話：024-526-2270(相談料無料)

制度の名称	法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス)
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター(法テラス)地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル(被災者専用フリーダイヤル) 電話：0120-078309 ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k/index.html

相談窓口名	人権相談（法務局）	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。 	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 電話：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 電話：0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル） 	

相談窓口名	女性・男性のための相談	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●家族、夫婦、友人や学校、職場、地域での悩み、女性、男性、LGBTの生きづらさなどの相談対応。また、配偶者、恋人からの暴力（DV）についての相談対応。 ●その他、法律に関わる相談、女性のためのカウンセリングを行う。 	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県男女共生センター相談室 電話：0243-23-8320（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約） （一般相談）火・木～日／9：00～12：00、13：00～16：00 水／13：00～17：00、18：00～20：00 ※男性相談員 火／17：00～20：00 （法律相談）第3水曜／13：30～15：30（面接のみ） （カウンセリング）第1金曜／10：00～11：00（面接のみ） 第3金曜／13：30～14：30（ " ） 	

相談窓口名	性暴力等被害救援協力機関“SACRAふくしま”	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行う。 	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●SACRAホットライン 電話：024-533-3940（祝日、年末年始を除く） 月・水・金／10：00～20：00 火・木／10：00～16：00 	

相談窓口名	多言語相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に関する外国人からの相談について、7言語で対応します。 ●実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日時【英語、中国語、日本語】 毎週火曜日～土曜日 9:00～17:15 ※職員の用務により、対応できない場合があります。 【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】 木曜日 10:00～14:00 ※第4、5木曜日は事前予約が必要です ・実施場所（来所相談及び電話相談）福島県国際交流協会 （福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階） https:// www.worldvillage.org/ ・相談先 TEL:024-524-1316 FAX:024-521-8308 ●対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語
お問い合わせ	●福島県国際交流協会 電話：024-524-1315

相談窓口名	子どもに関する相談
相談内容、概要等	●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。
お問い合わせ	●児童相談所共通ダイヤル189にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。

相談窓口名	「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	●被災したことや避難生活により、眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、電話でご相談ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康に関するご相談 ・福島県精神保健福祉センター 相談受付時間/月～金（祝日を除く）8:30～17:15 電話：024-535-3556

相談窓口名	消費生活相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターの消費生活相談員により、災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。 ●消費者ホットライン（局番なし 188）、又は下記消費生活センターへ電話ください。 ●「188」への電話により、最寄りの消費生活センターに電話につながります。
お問い合わせ	●福島県消費生活センター（受付時間：月～金曜日 9:00～18:30、第4日曜日 9:00～16:30） 電話 024-521-0999

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容, 概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。 <p>支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災したペットの飼い主等からの相談受付 (2) 避難所における飼養場所設置の支援 (3) 飼い主不明動物の保護及び譲渡 等
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県動物愛護センター（ハピまるふくしま） 電話：024-953-6400 ● " 会津支所 電話：0242-29-5517 ● " 相双支所 電話：0244-26-1351

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容, 概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫）https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftyenet/index.html

相談窓口名	ふるさと福島就職情報センター
相談内容, 概要等	就労相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県が設置した就職相談窓口です。就職相談、職業紹介、企業求人情報・就職に役立つイベント情報の提供など、専任スタッフが個別対応します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時間／月～土（祝日・年末年始を除く）10:00～19:00 電話：024-525-0047

相談窓口名	中小企業労働相談所
相談内容, 概要等	労働関係の相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関する事、勤労者福祉に関する事、雇用に関する事、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からのご相談をお受けしています。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時間 平日の9:00～16:00 電話：0120-610-145

制度の名称	商工関係事業所相談
相談内容、概要等	相談
概要	●被災を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労、被災した設備等に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県経営金融課 電話：024-521-7288 ●福島県雇用労政課 電話：024-521-7290 ●福島県企業立地課 電話：024-521-8523


相談窓口名	被災者住宅相談窓口（福島県建築指導課）
相談内容、概要等	●被災された方の住まいに関する無料の電話相談を受け付けております。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 電話：024-521-7698

●その他

内 容	ボランティアの派遣依頼について
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県災害ボランティアセンター（福島県社会福祉協議会） (https://www.fukushimakenshakyō.or.jp/1000/1102.html) ・最寄りの市町村のボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）

制 度 の 名 称	権利利益に係る満了日の延長措置
支 援 の 種 類	権利利益の延長
制 度 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「猟銃等の所持の許可の有効期間」「運転免許証の有効期間」ほか82の権利利益について、令和元年10月10日以降に権利利益の存続期間（運転免許証の有効期間等）が満了する場合には、その満了日を令和2年3月31日まで延長します。 ※その他個別の申請に基づき延長となるものもあります。
活用できる方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お問い合わせ	・福島県警察本部 電話：024-522-2151又は最寄りの警察署

制 度 の 名 称	期間内に履行されなかった義務に係る免責措置
支 援 の 種 類	義務の免責
制 度 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「質屋を廃業したときにおける届出」等について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和2年1月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われません。
活用できる方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お問い合わせ	・福島県警察本部 電話：024-522-2151又は最寄りの警察署

制 度 の 名 称	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による被災者支援情報の発信
支 援 の 種 類	サービス
概 要	福島県が提供する各種被災者支援情報を、LINEにより発信します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県災害対策課 電話：024-521-7194 <p>こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p> 

◎お問い合わせ先一覧

[福島県]

名称	管轄	電話番号
福島県庁（代表番号）		024-521-1111
地方振興局県税部		
県北地方振興局県税部	県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部に ご相談・ご申請をお願いします。	024-521-2680
県中地方振興局県税部		024-935-1235
県南地方振興局県税部		0248-23-1512
会津地方振興局県税部		0242-29-5235
南会津地方振興局県税部		0241-62-5213
相双地方振興局県税部		0244-26-1123
いわき地方振興局県税部		0246-24-6024
保健福祉事務所		
県北保健福祉事務所	県北地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	024-534-4101
県中保健福祉事務所	県中地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-75-7800
県南保健福祉事務所	県南地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-22-5441
会津保健福祉事務所	会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0242-29-5503
南会津保健福祉事務所	南会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0241-63-0302
相双保健福祉事務所	相双地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0244-26-1326
建設事務所		
県北建設事務所	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡の道路・河川等の整備、維持管理	024-521-2529
保原土木事務所	【所管区域】伊達市、伊達郡（桑折町及び国見町に限る）	024-575-2151
二本松土木事務所	【所管区域】二本松市、本宮市、安達郡	0243-22-1151
県中建設事務所	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡の道路・河川等の整備、維持管理	024-935-1459
三春土木事務所	【所管区域】田村市、田村郡	0247-62-3151
須賀川土木事務所	【所管区域】須賀川市、岩瀬郡	0248-75-3196
石川土木事務所	【所管区域】石川郡	0247-26-2138
県南建設事務所	白河市、西白河郡、東白川郡の道路・河川等の整備、維持管理	0248-23-1526
棚倉土木事務所	【所管区域】東白川郡	0247-33-3131
会津若松建設事務所	会津若松市、河沼郡、大沼郡の道路・河川等の整備、維持管理	0242-29-5444
宮下土木事務所	【所管区域】河沼郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村	0241-52-2311
喜多方建設事務所	喜多方市、耶麻郡の道路・河川等の整備、維持管理	0241-24-5720
猪苗代土木事務所	【所管区域】耶麻郡猪苗代町、同郡磐梯町、同郡北塩原村 大字檜原	0242-62-3102
南会津建設事務所	南会津郡の道路・河川等の整備、維持管理	0241-62-5321
山口土木事務所	【所管区域】南会津郡（旧田島町及び下郷町を除く）	0241-72-2234
相双建設事務所	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡の道路・河川等の整備、維持管理	0244-26-1221
富岡土木事務所	【所管区域】双葉郡	0240-23-5558
いわき建設事務所	いわき市の道路・河川等の整備、維持管理	0246-24-6122
勿来土木事務所	【所管区域】いわき市のうち植田町、遠野町、田人町等	0246-63-2132

台風第19号等による土木施設の被害状況及び対応状況

令和元年11月8日(金)

土木部

14時30分現在

1 道路の通行規制箇所の対応状況

(1) 県管理道路の通行止め(11/8 13:00 現在)

全通行止め箇所 : 378箇所発生

うち通行止め解除 : 343箇所

うち通行止め継続 : 35箇所

※11/7 解除箇所 : 山上赤木線(相馬市山上字山居平)、阿久津舞木停車場線(郡山市舞木町四合田)

(2) 通行止め継続35箇所の解除見込み

1) 解除見込み

① 応急対策実施後、解除見込み 7箇所

② 当分の間通行止め(本復旧までのもの含む) 28箇所

別紙1-1 台風19号等による通行規制一覧表(p9~10)

2) 主要な道路の対応

① 国道115号(相馬市山上~東玉野) : 10月12日通行止め開始、大規模に被災しているため当分の間通行止め

② 原町川俣線(原町区大原不動滝~飯館村大字八木沢) : 10月25日通行止め開始、11月2日通行止め解除

③ いわき石川線(いわき市遠野町 外) : 10月12日通行止め開始、11月2日通行止め解除

④ 国道289号(いわき市田人町) : 10月12日通行止め開始、大規模に被災しているため当分の間通行止め、直轄権限代行による応急工事を実施中

国道289号(只見町大字黒谷) : 10月13日通行止め開始、11月8日15時通行止め解除予定

⑤ 国道349号(伊達市梁川町) : 10月12日通行止め開始、安全な通行の確保に向け、宮城県との県境部を応急工事実施中

別紙1-2 台風19号等による基幹道路の通行止め箇所(p11)

3) 国による権限代行

国による権限代行の要望を行っていた国道289号(いわき市)の災害復旧事業について、10月29日に国による権限代行が決定し、同日から土砂や倒木の処理を実施している。

2 河川の被害状況及び対応状況

(1) 現状

- ・ 県管理河川の破堤情報
49箇所（23河川 17市町村）
- ・ 16箇所は、国の権限代行に移行した。

(2) 県施工の対応 33箇所（15河川 10市町）

- ・ 応急対策箇所の33箇所（15河川、10市町）は、応急対策済み。（11/7）
（25日からの豪雨によって土のう等が流出した箇所も全箇所対策済み）

(3) 国による権限代行の対応 16箇所（8河川 8市町村）

- ・ 国による権限代行の要望を行っていた阿武隈川本川及び支川の8河川16箇所の応急復旧について、10月25日に国による権限代行が決定し、26日から工事を実施している。
- ・ 国土交通省は、全箇所（16箇所）で着手し、11月7日までに4箇所完了した。
（施工状況は、別紙2-2のとおり）

別紙2-1 台風19号等による河川堤防の破堤箇所（p.12）

別紙2-2 破堤が確認された河川一覧（県管理河川）（p.13）

3 土砂災害の発生状況及び対応状況

(1) 現状 (対策を検討する箇所)

〈がけ崩れ 24箇所 (7市2町)〉

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1) 福島市佐原字松大坂地内 | 13) 白河市小田川仲丸地内 |
| 2) 福島市飯坂町湯野字東愛宕地内 | 14) 相馬市山上字落合地内 |
| 3) 二本松市百目木字下名目津地内 | 15) 広野町折木字東下地内 |
| 4) 二本松市木幡字下境地内 | 16) いわき市小川町高萩字鹿野地内 |
| 5) 郡山市田村町細田字宿地内 | 17) いわき市平谷川瀬字田中内地内 |
| 6) 田村市常葉町久保字音沢地内 | 18) いわき市三和町差塩字東作地内 |
| 7) 三春町過足字岩ノ入地内 | 19) いわき市好間町榊小屋字生木葉地内 |
| 8) 三春町字新町地内 | 20) いわき市三和町下三坂字川田地内 |
| 9) 白河市菖蒲沢地内 | 21) いわき市平旧城跡地内 |
| 10) 白河市土武塚地内 | 22) いわき市内郷宮町滝地内 |
| 11) 白河市合戦坂地内 | 23) いわき市常磐湯本町傾城地内 |
| 12) 白河市大和田畑田地内 | 24) いわき市好間町北好間字籬地内 |

〈土石流等 2箇所 (1市)〉

- 1) いわき市川前町川前字桐立地内
- 2) いわき市三和町上市萱字諏訪地内

(2) 対応

- ・被災状況や斜面状況の確認済み箇所は、速やかに対策の実施について検討する。
- ・土砂崩れが発生した箇所について、引き続き情報収集及び確認に努める。

※土砂崩れ等発生箇所市町村別件数 (100件 11月8日現在)

1) 福島市	7件	11) 平田村	1件
2) 伊達市	8件	12) 白河市	9件
3) 川俣町	1件	13) 棚倉町	2件
4) 二本松市	5件	14) 鮫川村	1件
5) 郡山市	1件	15) 相馬市	6件
6) 田村市	4件	16) 南相馬市	6件
7) 三春町	5件	17) 広野町	2件
8) 小野町	1件	18) 葛尾村	2件
9) 天栄村	2件	19) 川内村	4件
10) 石川町	1件	20) いわき市	32件

別紙3 土砂崩れ等発生箇所一覧 (p14~15)

4 県北浄化センターの被災状況及び対応状況

(1) これまでの主な経緯

- ・10/13 台風19号降雨で滝川が破堤、県北浄化センターが水没し機能不全となった。
- ・10/14 水没解消のため、国と県によるポンプ排水を実施した。
- ・10/15 緊急措置として塩素消毒による放流処理を開始した。
- ・10/25 既存の水処理施設を利用した汚水の応急処理を開始した。
- ・10/28 「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」に基づき、国土交通省1名、仙台市1名、宮城県2名、計4名の支援を受けた。

(2) 対応

1) 緊急措置（消毒）（10/15 開始）

2) 応急復旧（沈殿⇒簡易処理⇒消毒）

- ① 既存の水処理施設を利用した応急処理（沈殿⇒消毒）（10/25 済）
- ② 水処理施設、管廊等施設内に堆積したヘドロ等を除去、清掃（対応中）
- ③ 簡易処理の実施に向け、施設点検、被害状況を把握（対応中）
- ④ 簡易処理計画を策定し、①の処理に簡易処理を追加

3) 本復旧（最初沈殿池⇒反応タンク⇒最終沈殿池）

- ① 施設機能の段階的な回復を含めた復旧計画を策定
- ② 復旧工事の実施

5 県営住宅の被災状況及び対応状況

(1) 現状

被害発生団地18団地うち復旧未了6団地

被害内容	被害発生時	現状 (11月8日時点)
床上浸水	5団地 144戸 壁沢団地 [川俣町] 10戸 沖の内団地 [相馬市] 4戸 平赤井団地 [いわき市] 17戸 叶田団地 [いわき市] 56戸 鯨岡団地 [いわき市] 57戸	5団地 143戸 壁沢団地 10戸 沖の内団地 3戸 平赤井団地 17戸 叶田団地 56戸 鯨岡団地 57戸
床下浸水	3団地 高倉団地 [郡山市] ほか	高倉団地 ほか
土砂の団地内流入	9団地 壁沢団地 [川俣町] ほか 沖の内団地 [相馬市] 叶田団地 [いわき市]	2団地 土砂搬出済 沖の内団地 土砂搬出中 叶田団地 土砂搬出中
断水	4団地 497戸 高倉団地 [郡山市] 12戸 平赤井団地 [いわき市] 51戸 叶田団地 [いわき市] 280戸 鯨岡団地 [いわき市] 154戸	全て復旧済
停電	3団地 485戸 平赤井団地 [いわき市] 51戸 叶田団地 [いわき市] 280戸 鯨岡団地 [いわき市] 154戸	全て復旧済
浄化槽故障	5団地 769戸 壁沢団地 [川俣町] 12戸 平赤井団地 [いわき市] 51戸 鯨岡団地 [いわき市] 154戸 叶田団地 [いわき市] 280戸 北好間団地 [いわき市] 272戸	1団地 154戸 復旧済 復旧済 鯨岡団地 154戸 復旧済 復旧済
EV停止	9団地 15基 島団地ほか5団地 [郡山市] 11基 南町団地 [南相馬市] 1基 平赤井団地 [いわき市] 2基 滝尻団地 [いわき市] 1基	1団地 2基 復旧済 復旧済 平赤井団地 (3階建) 2基 復旧済

(2) 対応

- 1) 床上浸水 内部被害状況確認済 (別の県営住宅への移転等個別に対応中)
- 2) 土砂の団地内流入 堆積土砂搬出中
- 3) 浄化槽故障 制御盤等交換対応中 (仮設トイレ設置済、排水は塩素消毒のうえ放流)
- 4) EV停止 復旧対応中 (支障世帯へは移転等個別に対応中)

6 県営住宅及び復興公営住宅の一時的な提供

- (1) 提供対象者 台風19号等により住宅が被災(罹災証明が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水)し継続的な居住が困難となった方
※収入基準要件、同居親族要件は問わない。

(2) 募集方法

【県北、県中、県南、会津若松、相双地区】

第2次募集結果 受付期間 令和元年11月5日(火)・6日(水)

抽選日 令和元年11月7日(木)

団地所在地	提供戸数	申込件数	決定戸数
県北地区	151戸	3件	3戸
県中地区	43戸	68件	34戸
県南地区	12戸	0件	—
会津若松地区	35戸	0件	—
相双地区	39戸	2件	2戸

【いわき地区】

第1次募集結果 受付期間 令和元年10月25日(金)～31日(木)

提供住戸	提供戸数	申込件数	決定戸数
市営住宅	21戸	21件	20戸
市災害公営住宅	94戸	239件	70戸
県復興公営住宅	140戸	656件	96戸

第2次募集 提供住戸 市営住宅 1戸 市災害公営住宅 24戸
県復興公営住宅 44戸

受付窓口	受付期間	開設時間
市文化センター3階 大会議室	11月12日(火)～17日(日)	9時から17時

抽選日 令和元年11月20日(水)

- (3) 提供期間 3ヶ月(被災した住宅の修繕、復旧状況により延長あり)
- (4) 使用料 無償(電気、ガス、水道代、共益費、給湯器等のリース料は自己負担)
- (5) その他 一時的な避難を行った者のうち公営住宅法等の入居資格者要件に該当する者で、さらに継続して入居を希望する者については、災害による特定入居として正式入居へ移行することも可とする。

7 応急仮設住宅の一時的な提供

- (1) 提供対象 台風19号により住宅が被災した方に、一時的な避難所として既存
 応急
 仮設住宅の空き家を提供
- (2) 対象者 住宅が被災し一時避難を余儀なくされている方

	所在地	団地名	提供戸数	使用戸数	提供先
1	郡山市	南一丁目	130	<u>10</u>	郡山市
2		富田町若宮前	265		
3		日和田町高倉	110		
4		喜久田町早稲原	60	<u>3</u>	
5	いわき市	泉	120		いわき市
6		好間工業団地第三	80		
7	伊達市	伏黒	60	<u>8</u>	伊達市
8	本宮市	恵向	100	<u>51</u>	本宮市
9	相馬市	大野台第六	160		相馬市
10	南相馬市	高見町第一	70		南相馬市
11		牛越	370	<u>13</u>	相馬市(100) 南相馬市(270)
合 計			1,525	<u>85</u>	

使用開始日 令和元年10月19日(土)

- (3) 利用者の決定 応急仮設住宅の提供を受けた市において、利用者を決定する。
- (4) 提供期間 3ヶ月(被災した住宅の修繕・復旧の状況により最長令和2年3月末まで延長)
- (5) その他 提供する応急仮設住宅には、経年劣化や長期間空き家であったことによる汚損が見られるほか、住宅設備がありません。
- (6) これまでの対応
- ・各市へ計1,232戸分の住戸の鍵を提供済み。
 - ・11月8日現在の使用者は85戸。
- (7) 今後の取り組み
- ・被災市に対して、速やかな使用開始に向け支援していく。

8 公共土木施設等の被害状況

(1) 公共土木施設等の被害状況(11月7日(木)現在)

対象施設：道路、橋梁、河川、海岸、砂防、下水、港湾、漁港、公園 ほか

1) 台風第19号

・県被害額等

1,853箇所、C=104,195百万円

・市町村被害額等(43市町村)

1,204箇所、C=32,449百万円

・県、市町村合計

3,057箇所、C=136,644百万円

2) 10月25日から26日にかけての豪雨

・県被害額等

73箇所、C=877百万円

・市町村被害額等(6市町)

86箇所、C=1,398百万円

・県、市町村合計

159箇所、C=2,275百万円

被害額合計

・県被害額等

1,926箇所、C=105,072百万円

・市町村被害額等(45市町村[※])

1,290箇所、C=32,137百万円

※市町村数の45市町村は、1)、2)の重複あり。

・県、市町村合計

3,216箇所、C=138,919百万円

(2) 災害査定

・11月中旬から国による災害査定に着手する。

台風19号等による通行規制一覧表

別紙1-1

①応急対策実施後、解除見込み

②当分の間通行止め

通行規制の内訳は、解除済み4箇所・規制中35箇所

整理 No.	型式5 番号	管内1	管内2	種 別	路線番号	路線名	通 行 止 区 間		延長 (km)	解除見込み	備 考
							起 点	終 点			
1	28	県北	保原	国	349	国道349号	伊達市梁川町五十沢	伊達市梁川町五十沢	0.7	②	
2	65	県北	保原	一	102	平松梁川線	伊達市梁川町白根字横津	伊達市梁川町白根字雁田	1.5	②	
3	66	県北	保原	一	316	広畑月籠線	伊達市霊山町字広畑	伊達市霊山町石田字向古屋	2.9	解除済み	
4	58	県北	二本松	主	73	二本松金屋線	本宮市和田字江口	本宮市高木字長畑	5.2	②	
5	81	県北	二本松	一	303	石沢萩田線	二本松市太田字上向田	二本松市太田字上川前	1.0	②	
6	262	県北	二本松	一	303	石沢萩田線	二本松市東新殿字深谷	二本松市東新殿字小初沢	1.0	②	
7	19	県北	二本松	一	380	岳温泉大玉線	二本松市永田字坂口国有林	大玉村大字玉井字前ヶ岳国有林	5.0	②	
8	20	県北	二本松	一	380	岳温泉大玉線	大玉村大字玉井字前ヶ岳国有林	大玉村大字玉井字前ヶ岳国有林	6.4	②	
9	309	県中	県中	主	40	飯野三春石川線	郡山市田村町栃本河少	須賀川市塩田菅蒲沢	2.7	①	
10	61	県中	県中	主	67	中野須賀川線	郡山市湖南町中野字諏訪峠	須賀川市梅田字大培	7.3	②	
11	311	県中	県中	主	73	二本松金屋線	郡山市大平町	郡山市大平町	0.2	②	
12	294	県中	県中	二	298	阿久津舞水停車場線	郡山市舞木町四合田	郡山市舞木町四合田	0.3	解除済み	
13	219	県中	須賀川	一	138	母畑須賀川線	須賀川市小作田字西盛	須賀川市和田字大仏前	0.4	②	
14	5	県中	須賀川	一	372	須賀川二本松自転車道線	須賀川市塩田洞川岸	須賀川市下小山田	0.5	②	
15	17	県中	石川	一	135	三株下市菅小川線	古殿町大字松川字滝ノ平	古殿町大字松川字大原	5.0	①	
16	4	県中	石川	一	372	須賀川二本松自転車道線	玉川村字竜崎	玉川村字竜崎	0.5	①	
17	284	県南	県南	一	278	釜子金山線	白河市表郷社田	白河市表郷社田	0.1	②	
18	319	県南	県南	一	280	中野番沢線	白河市番沢	白河市中野	0.5	②	
19	160	県南	棚倉	一	111	高萩橋線	埴町大字木野反	埴町大字山形	3.0	②	
20	75	県南	棚倉	一	377	八幡山線	棚倉町大字戸中	棚倉町大字大梅	10.5	②	
21	263	会津若松	会津若松	主	59	会津若松三島線	会津若松市北会津本田	会津美里町大字鶴野辺	1.8	②	
22	207	南会津	南会津	国	289	国道289号	只見町大字黒谷	只見町大字福井	2.0	11/8解除予定	
23	14	南会津	南会津	一	350	栗山館岩線	南会津町田代山	南会津町水引	13.9	②	
24	53	相双	相双	国	115	国道115号	相馬市山上字薄平	相馬市東玉野字町	11.5	②	
25	339	相双	相双	国	115	国道115号	相馬市西山字表西山	相馬市西山字表西山	0.1	①	
26	39	相双	相双	主	49	原町浪江線	南相馬市原町区馬場字滝	浪江町大字屋曾根字尺石	9.9	②	

台風19号等による通行規制一覧表

別紙1-1

①応急対策実施後、解除見込み

②当分の間通行止め

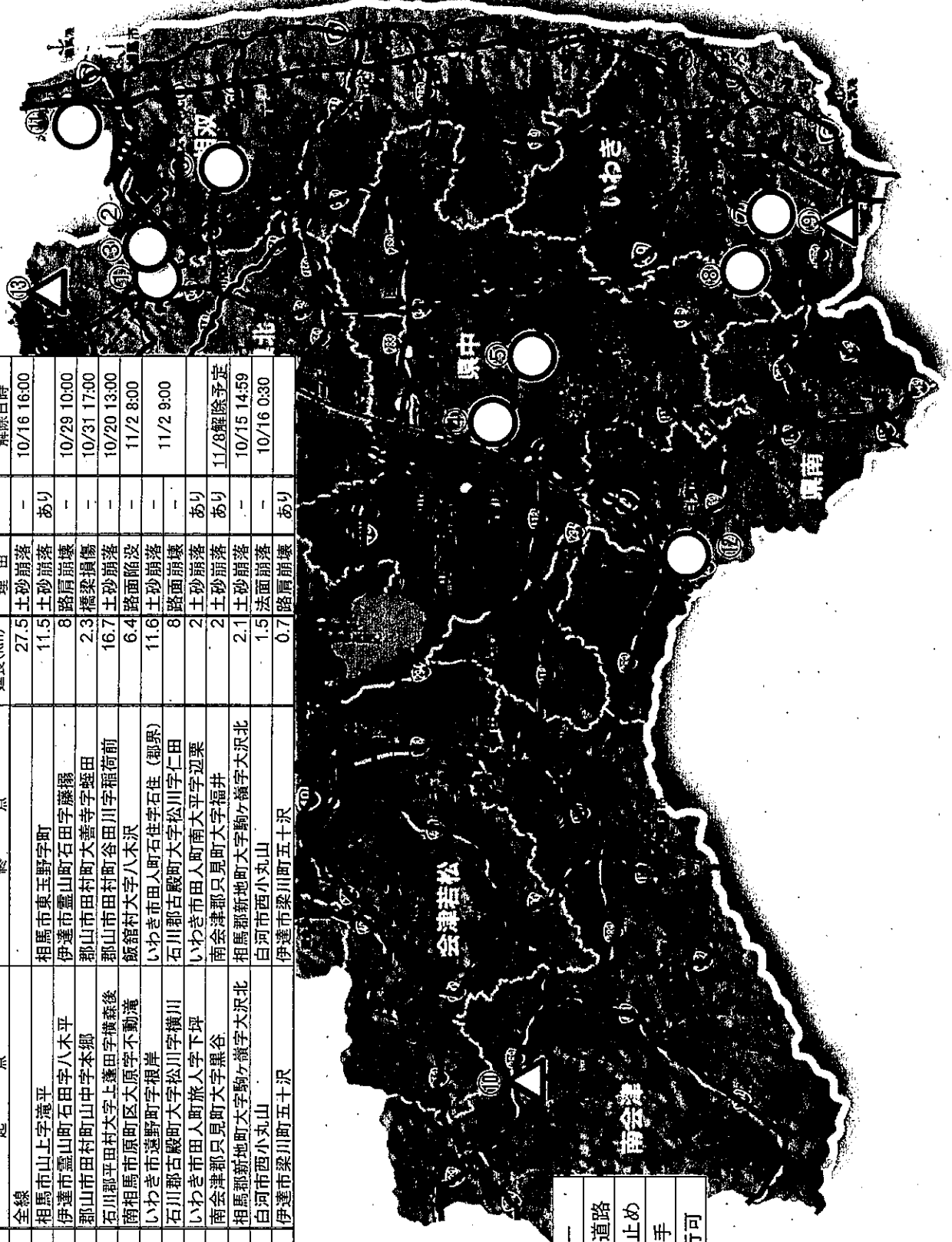
通行規制の内訳は、解除済み4箇所・規制中35箇所

整理 №	様式 番号	管内1	管内2	種 別	路線番号	路線名	通 行 止 区 間		延長 (km)	解除見込み	備 考
							起 点	終 点			
27	1	相双	相双	—	228	相馬大内線	相馬市初野字羽黒	宮城県境	1.3	②	
28	38	相双	相双	—	267	大芦鹿島線	南相馬市原町区大原字大芦	南相馬市鹿島区榎原字益灰	2.8	②	
29	37	相双	相双	—	268	草野大倉鹿島線	飯館村大字草野字取田川	飯館村大字大倉字木戸木	3.6	②	
30	221	相双	相双	—	270	山上赤木線	相馬市大字山上字山居平	相馬市大字山上字山居平	0.3	解除済み	
31	6	相双 いわき	富岡 いわき	—	249	上戸渡広野線	いわき市小川町上小川小川山国宥林	広野町大字上浅見川字小松	10.0	②	
32	273	いわき	いわき	—	135	三株下市萱小川線	いわき市三和町下市萱字新田	いわき市三和町下市萱字新田	0.1	②	
33	328	いわき	いわき	—	287	上川内川前線	いわき市川前町下樋亮字高部	いわき市川前町川前字桐立	3.0	②	
34	46	いわき	いわき	—	358	川前停車場上三坂線	いわき市川前町川前字根尻	いわき市三和町差置字堀添	2.9	②	
35	70	いわき	勿来	国	289	国道289号	いわき市田人町旅人字下坪	いわき市田人町南大平字迎楽	2.0	②	
10月25日の大雨洪水警報											
1	5	相双	富岡	—	250	下川内竜田停車場線	双葉郡川内村下川内熊ノ坪	楢葉町大字乙二郎	7.0	①	
2	6	相双	富岡	—	249	上戸渡広野線	いわき市小川町上小川小川山国宥林	双葉郡広野町大字上浅見川字小松	17.2	解除済み	
3	7	いわき	いわき	—	246	折木筒木原久之浜線	いわき市大久町大久字脇	いわき市大久町大久字滝尻	0.7	①	
4	37	相双	相双	—	264	馬場太田線	南相馬市原町区上太田字前田	南相馬市原町区上太田字障が崎	0.6	②	

台風第19号等による基幹道路の通行止め箇所【道路管理課】別紙1-2

令和元年11月8日 14:30現在

路線名	通行止区間		終点	通行止区間延長(km)	規制理由	迂回路	備考 解除日時
	起点	間点					
① 相馬福島道路	全線			27.5	土砂崩落	-	10/16 16:00
② 国道115号	相馬市山上字滝平		相馬市東玉野字町	11.5	土砂崩落	あり	
③ 国道115号	伊達市霊山町石田字八木平		伊達市霊山町石田字藤棚	8	路肩崩壊	-	10/29 10:00
④ 国道49号	郡山市田村町山中字本郷		郡山市田村町大善寺字蛭田	2.3	橋梁損傷	-	10/31 17:00
⑤ 国道49号	石川郡平田村大字上蓬田字横森後		郡山市田村町谷田川字福荷前	16.7	土砂崩落	-	10/20 13:00
⑥ 原町川俣線	南相馬市原町区大原字不動滝		飯館村大字八木沢	6.4	踏面陥没	-	11/2 8:00
⑦ いわき石川線	いわき市遠野町字根岸		いわき市田人町石住字石住(郡界)	11.6	土砂崩落	-	11/2 9:00
⑧ いわき石川線	石川郡古殿町大字松川字横川		石川郡古殿町大字松川字仁田	8	踏面崩壊	-	
⑨ 国道289号	いわき市田人町旅人字下坪		いわき市田人町南大平字迎栗	2	土砂崩落	あり	
⑩ 国道289号	南会津郡只見町大字黒谷		南会津郡只見町大字福井	2	土砂崩落	あり	11/8解除予定
⑪ 国道113号	相馬郡新地町大字駒ヶ嶺字大沢北		相馬郡新地町大字駒ヶ嶺字大沢北	2.1	土砂崩落	-	10/15 14:59
⑫ 国道294号	白河市西小丸山		白河市西小丸山	1.5	踏面崩落	-	10/16 0:30
⑬ 国道349号	伊達市梁川町五十沢		伊達市梁川町五十沢	0.7	路肩崩壊	あり	



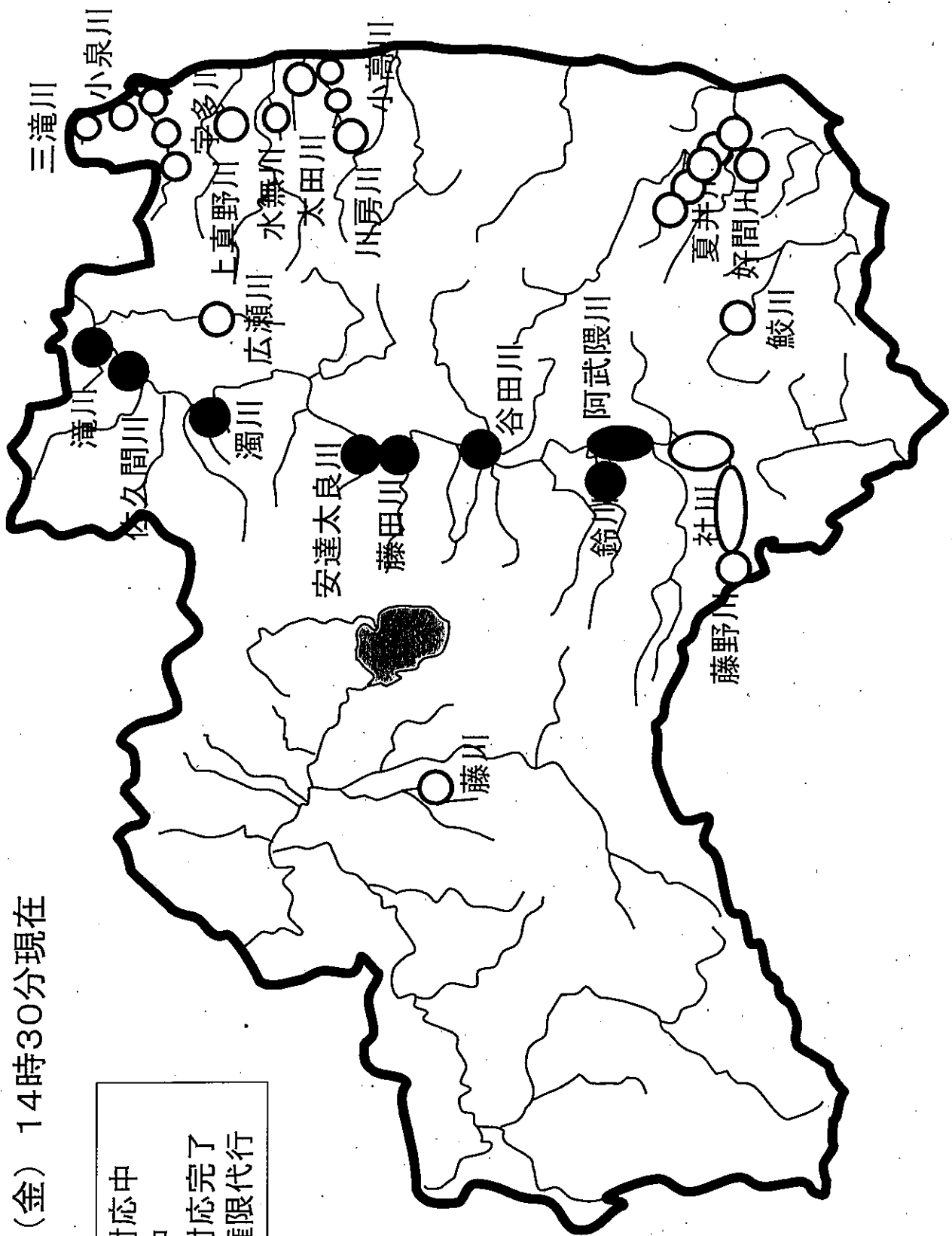
凡例	
—	基幹道路
X	通行止め
△	着手
○	通行可

台風19号等による河川堤防の破堤箇所【河川整備課】

別紙2-1

11月8日(金) 14時30分現在

- △: 応急対応中
- : 修繕中
- : 応急対応完了
- : 国の権限代行



■破堤が確認された河川一覧（県管理河川）

別紙2-2

11/8 14:30まとめ

NO.	河川名	市町村	地区名 (ルビ)	左右岸	延長(m)	応急対応状況		
						県対応状況		国の権限代行状況
						応急対応状況	完了日	
※1	濁川	福島市	郷野目 (ゴノノ)	左岸	15	応急対応（大型土のう）済	10月13日	応急復旧完了（11月7日）
2	広瀬川	伊達市	月形町下手渡 (ツキガタノゲノト)	左岸	80	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
※3	滝川		築川町二野袋 (ツキガタノノノ)	右岸	62	応急対応（大型土のう）済	10月18日	応急復旧完了（11月7日）
※4	佐久間川	桑折町	伊達崎 (イダシ)	右岸	35	応急対応（大型土のう）済	10月18日	応急復旧完了（11月7日）
※5			伊達崎 (イダシ)	左岸	10	応急対応（大型土のう）済	10月18日	応急復旧完了（11月6日）
※6	安達太良川	本宮市	本宮 (ホンミヤ)	左岸	15	応急対応（大型土のう）済	10月16日	盛土完了、法面整形中
※7	谷田川	郡山市	下行合 (ゲコウガヒ)	右岸	40	応急対応（大型土のう、盛土）済	10月24日	ブロック張施工中
※8			上行合 (カミガヒ)	左岸	30	応急対応（大型土のう、盛土）済	10月24日	ブロック張施工中
※9	藤田川		日和田 (ヒヨウダ)	左岸	50	応急対応（大型土のう、盛土）済	10月24日	ブロック張施工中
※10	鈴川	鏡石町	河原 (カワラ)	右岸	34	応急対応（大型土のう、盛土）済	10月24日	盛土完了、法面整形中
※11			河原 (カワラ)	右岸	69	応急対応中に国の権限代行に移行	—	盛土完了、法面整形中
※12	阿武隈川		河原 (カワラ)	左岸	97	応急対応中に国の権限代行に移行	—	盛土施工中
※13			諏訪町 (スワタチ)	左岸	100	応急対応中に国の権限代行に移行	—	盛土施工中
※14		玉川村	小高 (コタカ)	右岸	50	応急対応（大型土のう）済	10月21日	盛土施工中
※15		矢吹町	薩ヶ岡 (サツガノ)	左岸	150	応急対応中に国の権限代行に移行	—	盛土施工中
※16			中沖 (ナカノキ)	左岸	100	応急対応中に国の権限代行に移行	—	盛土施工中
※17			明新軍 (アカリノタケ)	左岸	200	応急対応（大型土のう）済	10月24日	盛土施工中
18	藤野川	白河市	関辺 (セキノ)	左岸	45	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
19	社川		表郷堀之内 (ウラキョウノウチ)	左岸	65	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
20			表郷中巻 (ウラキョウノナカマキ)	左岸	10	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
21			表郷高木 (ウラキョウノタカキ)	右岸	90	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
22			表郷内松 (ウラキョウノウチノマツ)	左岸	120	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
23			表郷内松 (ウラキョウノウチノマツ)	左岸	260	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
24		棚倉町	一色 (イツシキ)	左岸	125	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
25			一色 (イツシキ)	右岸	150	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
26			堤 (ツツミ)	左岸	35	応急対応（大型土のう）済	10月17日	
27		石川町	沢井 (サカイ)	左岸	150	応急対応（大型土のう）済	10月29日	
28		浅川町	福貴作 (フクキサク)	右岸	50	応急対応（大型土のう）済	10月26日	
29			福貴作 (フクキサク)	右岸	170	応急対応（大型土のう）済	10月29日	
30			福貴作 (フクキサク)	左岸	330	応急対応（大型土のう）済	10月27日	
31	藤川	会津美里町	横丸 (ヨコマル)	右岸	100	応急対応（大型土のう）済	10月19日	
32	三滝川	新地町	横田 (ヨコタ)	左岸	50	応急対応（大型土のう）済	11月7日	
33	宇多川	相馬市	西山 (ニシヤマ)	左岸	200	応急対応（大型土のう）済	10月31日	
34			高瀬淵 (タカセノフチ)	右岸	100	応急対応（大型土のう）済	10月30日	
35			北瀬淵 (キタセノフチ)	左岸	78	応急対応（大型土のう、盛土）済	10月18日	
36	小泉川		和田 (ワダ)	左岸	20	応急対応（大型土のう）済	11月2日	
37	太田川	南相馬市	益田 (タケダ)	左岸	160	応急対応（大型土のう）済	10月18日	
38	川房川		川房 (カワボウ)	左岸	50	応急対応（大型土のう）済	10月30日	
39	小高川		小高木 (コタカキ)	左岸	150	応急対応（大型土のう）済	11月1日	
40			金谷 (カナヤ)	右岸	30	応急対応（大型土のう）済	11月1日	
41	水無川		高倉 (タカクラ)	右岸	70	応急対応（大型土のう）済	10月31日	
42	上真野川		横原 (ヨコハラ)	左岸	40	応急対応（大型土のう）済	10月30日	
43	夏井川	いわき市	平路岡 (ヘイロノカ)	左岸	25	応急対応（大型土のう）済	10月17日	
44			早下平塚西内門内 (ハヤシタノヘイノカ)	左岸	25	応急対応（大型土のう）済	10月15日	
45			小川町 (コガワチ)	左岸	70	応急対応（大型土のう）済	10月28日	
46			早下平塚中島町 (ハヤシタノヘイノカ)	左岸	30	応急対応（大型土のう）済	10月21日	
47			早下平塚大倉 (ハヤシタノヘイノカ)	左岸	30	応急対応（大型土のう）済	10月21日	
48	好間川		好間町今新田 (ヨシノボリノイマニワ)	左岸	25	応急対応（大型土のう）済	10月22日	
49	鮫川		遠野町滝 (トノノボリノタケ)	右岸	300	応急対応（大型土のう）済	10月28日	

23河川 17市町村 49箇所

○今後の進め方：次期降雨予測等を注視し、応急対策を進める。
※国土交通省による権限代行工事箇所計16箇所

土砂崩れ等発生箇所一覽

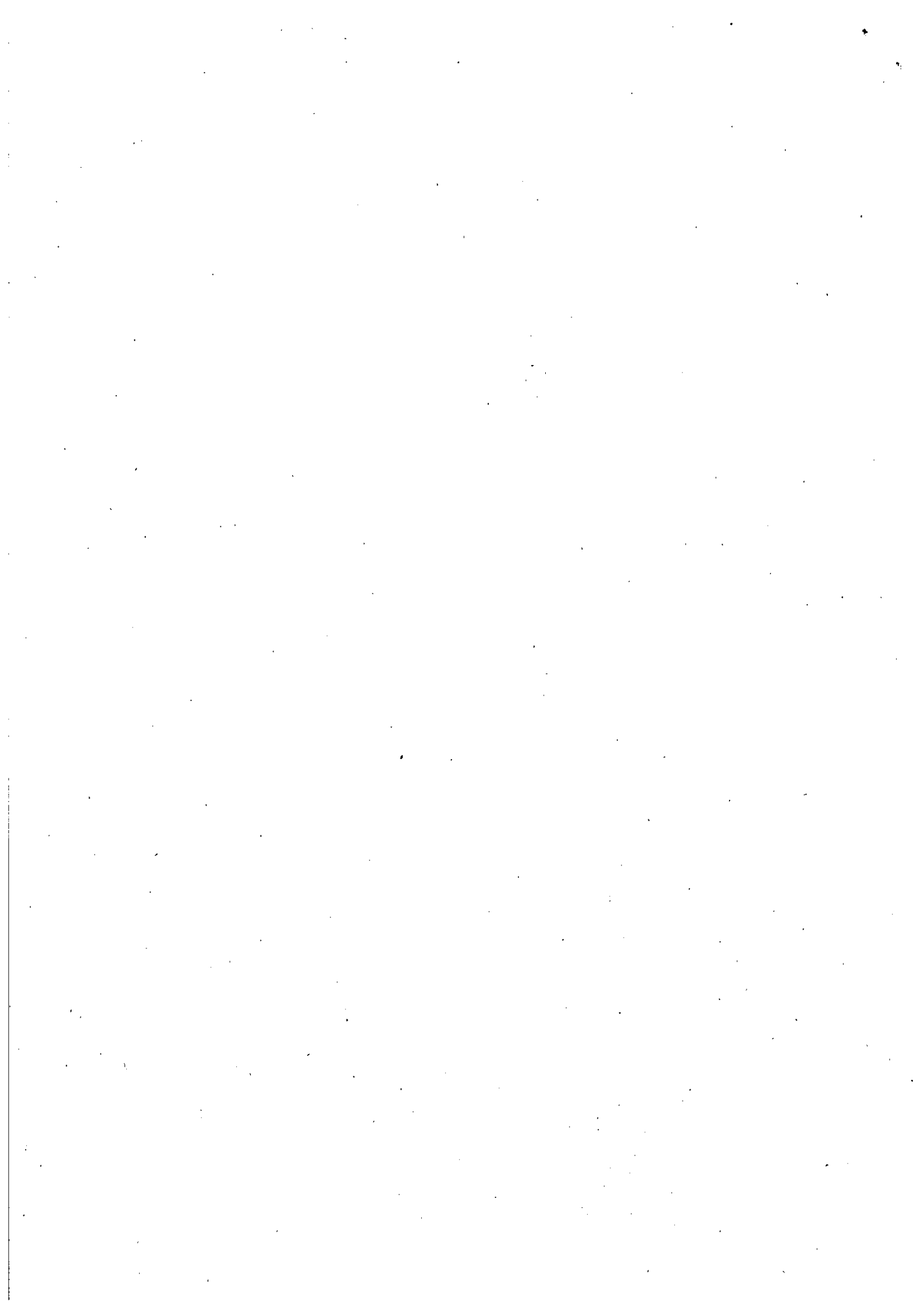
R1.11.8/11:00現在

NO.	郡市	町村	大字	発生形態	土砂法指定	被害		保全人家 2戸以上	対策検討	備考
						人的	建物			
1	福島市		佐原字松大坂	がけ崩れ	—	○	○	○	がけ 1	
2	福島市	飯坂町	湯野字東愛宕	がけ崩れ	H21.1.30			○	がけ 2	
3	福島市		大森字椿館	がけ崩れ	H24.12.28					
4	福島市		渡利字山ノ下前	がけ崩れ	H21.1.30					
5	福島市		渡利字八寺沢	がけ崩れ	H30.9.28					
6	福島市	土湯温泉町	字油畑	がけ崩れ	指定準備中					
7	福島市		渡利字松保	がけ崩れ	H21.1.30					
8	伊達市	梁川町	山舟生字屏風作	がけ崩れ	—		○			
9	伊達市	梁川町	山舟生字勝木	がけ崩れ	—		○			
10	伊達市	梁川町	山舟生字蜂沢	土石流等	指定準備中					
11	伊達市	梁川町	舟生字栗生山	土石流等	指定準備中					
12	伊達市	梁川町	舟生字栗生山	土石流等	指定準備中					
13	伊達市	梁川町	山舟生字下板木	がけ崩れ	指定準備中					
14	伊達市	梁川町	舟生大越	がけ崩れ	R1.8.30					
15	伊達市	靈山町	山戸田薄木	がけ崩れ	R1.6.28					
16	伊達郡	川俣町	東大清水	がけ崩れ	—		○			
17	二本松市		百目木字下名目津	がけ崩れ	H18.11.10	○	○	○	がけ 3	
18	二本松市		木幡字下境	がけ崩れ	—		○	○	がけ 4	
19	二本松市		若宮一丁目	がけ崩れ	H26.9.30					
20	二本松市		郭内三丁目	がけ崩れ	H26.12.26					
21	二本松市		木幡字田中	がけ崩れ	—		○			
22	郡山市	田村町	細田字宿	がけ崩れ	H30.8.31			○	がけ 5	
23	田村市	常葉町	久保字堂城前	がけ崩れ	H31.3.5					
24	田村市	常葉町	関本字上野	がけ崩れ	—		○			
25	田村市	常葉町	早稲川字一本松	がけ崩れ	指定準備中		○			
26	田村市	常葉町	久保字音沢	がけ崩れ	—		○	○	がけ 6	
27	田村郡	三春町	過足字岩ノ入	がけ崩れ	—		○	○	がけ 7	
28	田村郡	三春町	日向町	がけ崩れ	指定準備中					
29	田村郡	三春町	字洪池	がけ崩れ	H20.8.29			○		道路法面
30	田村郡	三春町	字新町	がけ崩れ	H20.8.29			○	がけ 8	
31	田村郡	三春町	字新町	がけ崩れ	H20.8.29					
32	田村郡	小野町	上出羽庭字赤木	がけ崩れ	—		○	○		保安林
33	岩瀬郡	天栄村	湯本字下二俣	がけ崩れ	H21.5.1					
34	岩瀬郡	天栄村	牧之内字膳棚山	土石流等	H17.12.27					
35	石川郡	石川町	双里字桜町	がけ崩れ	H24.12.28					
36	石川郡	平田村	上蓬田字下宿	がけ崩れ	H26.3.28					
37	白河市		八竜神	がけ崩れ	—	○	○	○		道路法面
38	白河市		葛蒲沢	がけ崩れ	H20.3.28		○	○	がけ 9	
39	白河市		白坂	がけ崩れ	—		○			
40	白河市		土武塚	がけ崩れ	—		○	○	がけ 10	
41	白河市		合戦坂	がけ崩れ	H29.7.28		○	○	がけ 11	
42	白河市		大和田畑田	がけ崩れ	—		○	○	がけ 12	
43	白河市		小田川仲丸	がけ崩れ	—		○	○	がけ 13	
44	白河市		管生館	がけ崩れ	H20.3.28		○	○		人工斜面
45	白河市		影鬼越	がけ崩れ	—		○			
46	東白川郡	棚倉町	山際字屋敷前	がけ崩れ	H31.3.5					
47	東白川郡	棚倉町	大梅字大岩平	土石流等	H21.1.30		○			
48	東白川郡	鮫川村	赤坂東野字伊柳沢	がけ崩れ	—		○			
49	相馬市		山上字落合	がけ崩れ	—		○	○	がけ 14	
50	相馬市		山上字中井塚	がけ崩れ	指定準備中					

土砂崩れ等発生箇所一覧

R1.11.8/11:00現在

NO.	郡市	町村	大字	発生形態	土砂法指定	被害		保全人家 2戸以上	対策検討	備考
						人的	建物			
51	相馬市		山上字中井塚	がけ崩れ	指定準備中		○	○		保安林
52	相馬市		小野山ヶ平	がけ崩れ	指定準備中					
53	相馬市		山上横山	がけ崩れ	指定準備中					
54	相馬市		玉野副露山	がけ崩れ	指定準備中					
55	南相馬市	原町区	大原字川子迫	土石流等	—	○	○			
56	南相馬市	小高区	上浦字中村迫	がけ崩れ	—		○			
57	南相馬市	小高区	浦尻字長神前	がけ崩れ	H22.1.26					
58	南相馬市	小高区	大井字久能平	がけ崩れ	R1.8.2					
59	南相馬市	小高区	耳谷字根本	がけ崩れ	R1.9.27					
60	南相馬市	小高区	岡田字万ヶ迫	がけ崩れ	R1.9.27					
61	双葉郡	広野町	折木字東下	がけ崩れ	指定準備中			○	がけ 15	
62	双葉郡	広野町	折木字亀ヶ崎	がけ崩れ	—		○			
63	双葉郡	葛尾村	葛尾字関場	がけ崩れ	指定準備中					
64	双葉郡	葛尾村	葛尾字北平	がけ崩れ	指定準備中					
65	双葉郡	川内村	下川内字宮ノ下	がけ崩れ	指定準備中					
66	双葉郡	川内村	下川内字宮坂	土石流等	指定準備中		○	○		
67	双葉郡	川内村	下川内字菰	がけ崩れ	指定準備中					
68	双葉郡	川内村	上川内字持留	土石流等	H22.1.26					
69	いわき市	内郷内町	金坂	がけ崩れ	H28.12.26					
70	いわき市	小川町	高萩字鹿野	がけ崩れ	H23.12.16			○	がけ 16	
71	いわき市	平	谷川瀬字田中内	がけ崩れ	指定準備中			○	がけ 17	
72	いわき市	三和町	差塩字東作	がけ崩れ	指定準備中			○	がけ 18	
73	いわき市	好間町	榎小屋字生木葉	がけ崩れ	—			○	がけ 19	
74	いわき市	平	研町裏	がけ崩れ	H25.5.28					
75	いわき市	渡辺町	洞字岸	がけ崩れ	R1.6.28					
76	いわき市	小川町	西小川字上ノ平	がけ崩れ	H23.12.16					
77	いわき市	常磐下船尾町	中畑	がけ崩れ	H20.2.26					
78	いわき市	常磐藤原町	田場坂	がけ崩れ	—		○			
79	いわき市	内郷宮町	平太郎	がけ崩れ	H26.3.28			○		人工斜面
80	いわき市	川前町	上桶売字上沢尻	がけ崩れ	指定準備中					
81	いわき市	川前町	下桶売字矢田谷地	がけ崩れ	H23.11.18					
82	いわき市	三和町	上三坂字古事又	がけ崩れ	指定準備中					
83	いわき市	三和町	中三坂字腰巻	がけ崩れ	R1.6.28					
84	いわき市	三和町	中三坂字戸沢	がけ崩れ	H20.1.11					
85	いわき市	三和町	下三坂字川田	がけ崩れ	R1.6.28			○	がけ 20	
86	いわき市	三和町	下三坂字原	がけ崩れ	R1.6.28					
87	いわき市	常磐岩ヶ岡町	山ノ根	がけ崩れ	H24.3.30					
88	いわき市	平	旧城跡	がけ崩れ	H27.3.27			○	がけ 21	
89	いわき市	内郷宮町	滝	がけ崩れ	H27.3.27		○	○	がけ 22	
90	いわき市	常磐湯本町	傾城	がけ崩れ	H24.3.30	○	○	○	がけ 23	
91	いわき市	好間町	北好間字籬	がけ崩れ	H23.11.18		○	○	がけ 24	
92	いわき市	常磐湯本町	天王崎	がけ崩れ	H23.6.28					
93	いわき市	内郷小島町	竹之内	がけ崩れ	H24.12.28					
94	いわき市	内郷小島町	作田	がけ崩れ	H24.12.28					
95	いわき市	川前町	川前字柵立	土石流等	H23.1.25			○	土石流 1	
96	いわき市	内郷綴町	高野作	土石流等	H24.7.31					
97	いわき市	好間町	下好間字大館	がけ崩れ	H26.3.28					
98	いわき市	泉町	滝尻字砂井田	がけ崩れ	指定準備中					
99	いわき市	内郷宮町	平太郎	がけ崩れ	H26.3.28		○	○		人工斜面
100	いわき市	三和町	上市萱字諏訪	土石流等	H20.1.11		○	○	土石流 2	
計						5	34	34	24	



台風19号等による農林水産業被害
(令和元年11月8日 13:30現在)

I 被害の状況 農林水産被害額計 61,872,416千円 (内訳は以下のとおり)

1 農業等災害 (別紙1)

計	51市町村	<u>2,334,836千円</u>
(内訳)		
農作物	<u>2,016ha</u>	<u>1,914,155千円</u>
樹木	<u>240ha</u>	<u>288,764千円</u>
農業等施設	<u>277件</u>	<u>117,360千円</u>
家畜等	862頭・羽	14,557千円

2 水産災害 (別紙2)

・8市町 17カ所 85,732千円

3 農地等災害 (別紙3) 【確定】

・55市町村 19,067カ所 52,533,000千円

4 林業等災害、治山災害

計 6,918,848千円

(1) 林地被害 (別紙4)

・21市町村 48カ所 1,582,875千円

(2) 林道施設 (別紙5)

・41市町村 585路線 3,153,885千円

(3) 林産施設等 (別紙6)

・14市町村 24カ所 2,180,448千円

(4) 森林被害 (別紙7)

・5市町 11カ所 1,640千円

II 現在の取組状況

(1) 技術情報の発行

- 令和元年10月9日 「台風19号に対する農作物等の技術対策」
- 令和元年10月16日 「台風19号による水害に関する農作物等の技術対策」
- 令和元年10月25日 「台風19号の水害に関する農作物等の技術対策(第2報)」

(2) 相談窓口の設置

各農林事務所、水産事務所に農林水産物の技術対策、資金、各種支援制度等の生産者等からの相談に対応

- (3) 農地等災害への応急対応 (別紙8)
- ・ 査定前着工制度の活用状況
9市町村 13地区 実施額338,100千円
- (4) 防災重点ため池の緊急点検
防災重点ため池 (点検対象1,340カ所) の緊急点検について市町村の支援を行い、点検を終了。
- (5) 林道施設及び治山災害等の応急対応
生活道として活用されている林道「坂下新宿線 (相馬市)」については相馬市において10月29日に応急工事完了。「柳沢線 (伊達市)」は応急工事を完了。
- (6) 農村生活環境施設の応急対応
営農飲雑用水施設<農村上水道>「坂下地区 (相馬市)」及び「大倉地区 (飯館村)」の応急工事が完了し、配水開始 (11/3)。
農業集落排水施設<農村下水道>「竜崎地区 (玉川村)」の応急工事が完了し、汚水処理再開 (10/31)。
- (7) 被災市町村への技術支援
県からの要請に基づき、東北農政局から国農業土木職員が農林事務所に派遣され、国と県で協力して被災市町村を技術支援 (10/23~)
伊達市・国見町で土砂堆積等の被害を受けた果樹園 (モモ、柿) において、農林水産省・県・市町・JAで現地調査の上、早期復旧に向けた実務者協議を実施 (10/29)。
- (8) 災害査定官による現地調査
農林水産省農村振興局防災課及び東北農政局防災課災害査定官による現地調査 (5カ所) を行い、復旧方針や復旧工法等について打合せを実施 (10/23)。
- (9) 被災農業者等への金融支援
農家経営安定資金に「令和元年台風19号災害資金」を創設し、10月28日から取扱を開始 (貸付金利0.06%以内。農協取扱に当たっては実質無金利)。
- (10) 「台風第19号等の暴風雨による災害からの農林水産業復旧の手引き」について、県3号補正予算等を反映させた改訂版を策定し、11月1日に更新。

III 県有施設の被害等

- ・ 調査船「拓水」 冷却水取水管の目詰まり
- ・ 県取締船「あづま」の浮棧橋 チェーン1本破損 (ワイヤーで対応)
- ・ 林業研究センター (郡山市) 場内道路の1箇所路体流出 (復旧方法を調整中・応急処理済)。また、敷地内スギ立木1本が倒伏 (直営で処理完了)。

IV その他

- ・ 「フォレストパークあだたら」で被災者等を対象に、温泉の無料提供を実施。
(10/17~)

台風19号による農業等被害状況とりまとめ

令和元年11月8日12:00時点
農業支援総室農業振興課

	市町村数	被害面積・件数	被害額(千円)
①農作物	49	2016 ha	1,914,155
②樹体	14	240 ha	288,764
③農業等施設	30	277 件	117,360
④家畜等	6	862 頭・羽	14,557
合計	51		2,334,836

【内訳】

① 農作物

地域	市町村名	作物名	冠水等面積 (ha)	被害額 (千円)	備考 (被害等の状況)
県北	福島市	きゅうり、りんご、水稻等	54.28	177,502	冠水、土砂流入
	川俣町	水稻、ストック	4.79	4,256	冠水
	伊達市	かき、水稻、きゅうり等	130.31	178,874	冠水、風害
	桑折町	水稻	19.00	2,921	冠水
	国見町	水稻、りんご、ねぎ等	39.90	49,157	冠水、風害
	二本松市	水稻、ミニトマト等	52.45	26,497	土砂流入
	本宮市	ねぎ、水稻等	3.11	2,798	冠水、土砂流入
	大玉村	りんご、水稻等	2.91	2,236	土砂流入、風害
	小計		306.75	444,241	
県中	郡山市	ねぎ、水稻、ブロッコリー等	90.57	99,401	冠水、土砂流入
	田村市	水稻、ねぎ、ミニトマト等	28.78	14,170	冠水、土砂流入
	三春町	水稻、きゅうり	0.83	989	冠水、土砂流入
	小野町	水稻	8.59	5,392	冠水、土砂流入
	須賀川市	水稻、りんご、きゅうり等	175.77	225,221	冠水、土砂流入
	鏡石町	水稻、いちご、きゅうり等	104.90	147,228	冠水、土砂流入
	天栄村	水稻、はくさい、宿根かすみそう等	5.19	4,869	冠水、土砂流入
	石川町	水稻、にら、トマト等	5.31	11,094	冠水、土砂流入
	玉川村	水稻、トマト、いちご等	72.58	88,629	冠水、土砂流入
	古殿町	水稻、ミニトマト	1.00	2,033	冠水、土砂流入
	浅川町	水稻、ブロッコリー、きゅうり等	31.38	20,178	冠水、土砂流入
	平田村	水稻等	24.00	15,772	冠水、土砂流入
	小計		548.90	634,976	
県南	白河市	水稻、トマト、レタス等	67.86	40,528	
	泉崎村	水稻、ブロッコリー、トマト等	17.83	20,391	
	中島村	シクラメン、水稻、サンチュ等	5.61	22,578	浸水
	矢吹町	水稻、きゅうり、トマト等	75.61	89,712	
	棚倉町	水稻、いちご、大豆	37.77	24,523	
	矢祭町	いちご、水稻	9.99	12,285	
	塙町	水稻、きゅうり、いちご	34.22	31,839	
	鮫川村	水稻、大豆	1.01	596	
	小計		249.90	242,452	
会津	会津若松市	りんご、ユウカリ等	13.21	9,930	
	磐梯町	そば	15.93	1,144	
	猪苗代町	そば、トルコギキョウ等	109.21	12,300	
	喜多方市	水稻、はくさい、りんご等	3.35	1,660	
	西会津町	水稻、そば	1.00	875	
	金山町	水稻	0.31	357	
	昭和村	宿根かすみそう	0.04	135	
	会津坂下町	水稻(飼料用)、りんご等	16.97	2,342	
	会津美里町	りんご	78.30	3,139	
	小計		238.32	31,882	
南会津	南会津町	水稻、トマト	0.28	555	
	只見町	水稻、野菜類	3.25	2,020	
	下郷町	そば	0.05	6	土砂流入
	小計		3.58	2,581	

相双	相馬市	水稻、大豆、たかな	224.53	121,499
	南相馬市	水稻、大豆、きゅうり	51.21	10,197
	新地町	水稻	12.20	12,337
	飯館村	そば、にんにく、かすみそう等	5.30	3,168
	広野町	水稻	1.34	648
	川内村	水稻、そば、りんどう等	63.00	17,692
	浪江町	花き、野菜類、ぶどう	1.62	15,255
	葛尾村	水稻	0.46	32
	小計		359.66	180,828
いわき	いわき市	水稻、トマト、シクラメン等	308.68	377,195
	小計		308.68	377,195
農作物被害合計			2015.79	1,914,155

② 樹体

地域	市町村	被害面積	被害額	主な品目
県北	福島市	20.00	9,572	りんご、もも
	伊達市	81.89	104,293	もも、かき
	桑折町	52.00	37,936	もも
	国見町	49.30	103,192	もも、かき
	二本松市	0.10	608	りんご
	小計	203.29	255,601	
県中	郡山市	0.01	5	りんご
	須賀川市	32.70	28,948	りんご、もも、日本なし等
	三春町	0.05	360	りんご
	田村市	0.01	3	やまぶどう
	小計	32.77	29,316	
会津	喜多方市	0.02	4	りんご
	会津坂下町	0.10	905	りんご
	小計	0.12	909	
南会津	南会津町	0.86	233	りんご、りんどう
	下郷町	0.06	294	りんどう、アスパラガス
	小計	0.92	527	
いわき	いわき市	2.65	2,411	日本なし等
	小計	2.65	2,411	
樹体被害合計		239.75	288,764	

③ 農業等施設

地域	市町村名	件数	被害額	施設名
	伊達市	24	6,076	パイプハウス、共選場
	二本松市	2	691	パイプハウス
	福島市	1	300	鉄骨ハウス
	小計	27	7,067	
県中	郡山市	4	11,020	牛舎、乾燥調製施設
	田村市	3	6,180	パイプハウス等
	須賀川市	2	1,161	パイプハウス等
	鏡石町	1	1,200	パイプハウス、堆肥舎
	石川町	73	14,855	パイプハウス、作業場
	玉川村	10	16,963	ライスセンター、パイプハウス
	浅川町	1	1,600	パイプハウス
小計	94	52,979		
県南	白河市	9	876	パイプハウス
	泉崎村	2	344	パイプハウス等
	矢吹町	5	516	パイプハウス
	棚倉町	4	1,275	パイプハウス、農業用倉庫
	鮫川村	1	496	倉庫
	小計	21	3,507	
会津	会津若松市	1	55	パイプハウス
	磐梯町	35	2,326	パイプハウス、牛舎
	猪苗代町	24	3,953	パイプハウス・畜舎
	喜多方市	10	962	パイプハウス
	北塩原村	1	11	パイプハウス
	会津美里町	2	107	パイプハウス
	小計	73	7,414	
南会津	南会津町	5	155	パイプハウス
	小計	5	155	
相双	相馬市	6	1,464	パイプハウス
	南相馬市	6	832	パイプハウス
	飯館村	2	325	ハウス(鉄骨ハウス含む)
	楡葉町	1	1,500	パイプハウス
	川内村	14	12,000	ライスセンター、パイプハウス
	浪江町	13	26,000	パイプハウス
	葛尾村	1	2,088	農機具倉庫
	小計	43	44,209	
いわき	いわき市	14	2,029	ハウス(鉄骨ハウス含む)等
	小計	14	2,029	
施設被害合計		277	117,360	

※農業等施設の被害額は資産価値を減価償却した金額を基に算定しており、耐用年数が経過した農業等施設については、件数及び被害額に計上しない。

④ 家畜等

地域	市町村名	頭羽数	被害額	畜種名
県北	川俣町	816	64	ブロイラー
	二本松市	6	1,140	肉用牛
	小計	822	1,204	
県中	郡山市	19	6,878	乳用牛
	須賀川市	2	878	肉用牛
	石川町	8	2,338	肉用牛
	小計	29	10,094	
県南	矢吹町	11	3,259	肉用牛
	小計	11	3,259	
家畜等被害合計		862	14,557	

台風19号による水産関係被害状況

令和元年11月8日11:00現在

生産流通総室 水産課

分類	漁協名等	地区	被害額(千円)	被害状況
海面 漁協	相馬双葉漁協	相馬市原釜	285	漁船一隻船体に損傷
		相馬市松川浦	1,080	松川浦のノリ網支柱約1,000本流失
		南相馬市鹿島	100	鹿島地区荷さばき施設 床上浸水(真野川漁港)
	いわき市漁協	いわき市小浜	1,752	船外機船(小型船)一隻転覆
水産 加工	小名浜水産加工業 協同組合	いわき市	7,360	保冷トラック1台水没
さけ 増殖	うだがわ 宇多川鮭増殖組合	相馬市	—	ふ化場の水路が一部土砂で埋まる。除去済 10/25の大雨で鮭やな資材流失 10/25の大雨でふ化場の水路が再び土砂で埋まる
	真野川鮭増殖組合	南相馬市	16,397	河川敷の鮭やな資材流失,作業小屋2棟損傷 ふ化場発電機、変圧器、井戸ポンプが被災 10/25の大雨で鮭やな資材流失
	新田川鮭繁殖漁協	南相馬市	22,310	鮭やなは被害なし。ふ化場の水槽、配管が被災 地形、流れが変わり、やな場まで進入できず
	小高川鮭増殖組合	南相馬市	540	鮭やな資材流失 10/25の大雨で網の一部流失
	富岡川漁協	富岡町	700	鮭やな資材流失
	木戸川漁協	楢葉町	23,544	鮭やな湾曲、網流失、魚取り部分ふた流失
内水面 漁協	室原川高瀬川漁協 泉田川漁協	浪江町	8,000	同居する事務所が床上浸水 床、壁、エアコン、電気配線、家具が被災
	夏井川	いわき市	—	事務所建物床上浸水(事務室は2階で無事)
内水面 養殖	酒蓋池	郡山市	814	アユ約300kg、ウグイ約130kg流失
	三本木池	郡山市	300	自動給餌器1個水没
	錦鯉養殖業者	相馬市	2,000	錦鯉約140尾流失
	マス類養殖業者	猪苗代町	550	泥で徐々に衰弱し、ヤマメ親魚約400尾へい死 ヤマメ受精卵約13万粒死卵

被害額合計 85,732 千円

農地等災害被害状況取りまとめ

台風19号災害

(令和元年10月11～13日発生)

【確定報】

令和01年11月8日(金) 12:30 現在

(※下線部は前回報告からの変更箇所)

農村整備総室 農村基盤整備課

管内名	被害状況		
県北	福島市	664 力所	467,000 千円 (田310力所155,000千円、畑190力所95,000千円、 ため池1力所1,000千円、水路145力所103,000千円、 道路14力所22,000千円、橋梁1力所70,000千円、 揚水機2力所16,000千円、農業集落排水施設1力所5,000千円)
	二本松市	697 力所	781,000 千円 (田179力所132,000千円、畑26力所19,000千円、 ため池1力所1,000千円、頭首工15力所94,000千円、 水路472力所298,000千円、揚水機4力所237,000千円)
	伊達市	975 力所	1,842,000 千円 (田194力所791,000千円、畑240力所617,000千円、 ため池19力所28,000千円、頭首工91力所95,000千円、 水路243力所208,000千円、道路182力所91,000千円、 揚水機5力所10,000千円、農業集落排水施設1力所2,000千円)
	川俣町	268 力所	880,000 千円 (田70力所80,000千円、畑40力所70,000千円、 ため池3力所80,000千円、頭首工5力所60,000千円、 水路100力所550,000千円、道路50力所40,000千円)
	桑折町	7 力所	69,000 千円 (田2力所33,000千円、畑1力所10,000千円、 水路4力所26,000千円)
	国見町	129 力所	847,000 千円 (田18力所171,000千円、畑70力所613,000千円、 水路40力所58,000千円、揚水機1力所5,000千円)
	大玉村	10 力所	16,000 千円 (田4力所2,000千円、頭首工2力所3,000千円、 水路4力所11,000千円)
	本宮市	57 力所	776,000 千円 (田24力所18,000千円、畑3力所6,000千円、 水路26力所30,000千円、道路2力所1,000千円、 揚水機2力所721,000千円)
	管内計	2,807 力所	5,678,000 千円

管内名	被害状況		
県中	郡山市	1,075 力所	3,493,000 千円 (田637力所770,000千円、畑69力所129,000千円、 ため池25力所151,000千円、頭首工25力所340,000千円、 水路138力所322,000千円、道路162力所539,000千円、 橋梁5力所100,000千円、揚水機8力所142,000千円、 農業集落排水施設6力所1,000,000千円)
	須賀川市	608 力所	1,806,000 千円 (田204力所383,000千円、畑3力所1,000千円、 ため池18力所130,000千円、頭首工8力所500,000千円、 水路267力所375,000千円、道路101力所209,000千円、 橋梁1力所3,000千円、揚水機6力所205,000千円)
	田村市	1,946 力所	2,561,000 千円 (田230力所230,000千円、畑115力所115,000千円、 ため池10力所140,000千円、頭首工12力所150,000千円、 水路908力所1,469,000千円、道路671力所457,000千円)
	鏡石町	130 力所	988,000 千円 (田42力所277,000千円、畑11力所78,000千円、 ため池2力所5,000千円、頭首工1力所73,000千円、 水路51力所57,000千円、道路17力所107,000千円、 揚水機5力所191,000千円、農業集落排水施設1力所200,000千円)
	天栄村	177 力所	271,000 千円 (田80力所80,000千円、畑15力所10,000千円、 ため池8力所30,000千円、頭首工7力所50,000千円、 水路60力所30,000千円、道路5力所8,000千円、 揚水機1力所60,000千円、農業集落排水施設1力所3,000千円)
	石川町	612 力所	1,191,000 千円 (田387力所522,000千円、畑76力所149,000千円 頭首工4力所12,000千円、水路93力所411,000千円、 道路51力所96,000千円、揚水機1力所1,000千円)
	玉川村	116 力所	832,000 千円 (田55力所128,000千円、畑33力所114,000千円、 ため池1力所20,000千円、水路10力所40,000千円、 道路10力所30,000千円、排水機場4力所100,000千円、 農業集落排水施設3力所400,000千円)
	平田村	455 力所	451,000 千円 (田269力所178,000千円、畑71力所48,000千円、 水路57力所137,000千円、道路57力所85,000千円、 農地保全施設1力所3,000千円)
	浅川町	590 力所	619,000 千円 (田351力所191,000千円、畑47力所35,000千円、 ため池1力所5,000千円、頭首工3力所102,000千円、 水路113力所114,000千円、道路62力所107,000千円、 揚水機13力所65,000千円)
	古殿町	59 力所	153,000 千円 (田23力所11,000千円、畑12力所9,000千円、 ため池1力所50,000千円、頭首工1力所3,000千円、 水路5力所25,000千円、道路12力所30,000千円、 揚水機5力所25,000千円)
	三春町	361 力所	357,000 千円 (田41力所21,000千円、畑99力所42,000千円、 ため池4力所4,000千円、頭首工4力所125,000千円、 水路114力所66,000千円、道路98力所49,000千円、 農業集落排水施設1力所50,000千円)
	小野町	339 力所	118,000 千円 (田276力所73,000千円、畑27力所6,000千円、 水路18力所19,000千円、道路18力所20,000千円)
	管内計	6,468 力所	12,840,000 千円 <小計12市町村>

管内名	被害状況		
県南	白河市	2,499 力所	4,490,000 千円 (田1,398力所1,980,000千円、畑92力所120,000千円、 ため池30力所87,000千円、頭首工8力所94,000千円、 水路704力所1,083,000千円、道路264力所432,000千円、 橋梁2力所660,000千円、農業集落排水施設1力所34,000千円)
	西郷村	124 力所	321,000 千円 (田29力所14,000千円、畑4力所3,000千円、 ため池1力所2,000千円、頭首工2力所260,000千円、 水路88力所42,000千円)
	泉崎村	265 力所	251,000 千円 (田83力所50,000千円、畑11力所7,000千円、 ため池2力所40,000千円、頭首工1力所19,000千円、 水路122力所85,000千円、道路46力所50,000千円)
	中島村	79 力所	270,000 千円 (田8力所117,000千円、畑9力所4,000千円、 頭首工2力所67,000千円、水路36力所62,000千円、 道路22力所10,000千円、農業集落排水施設2力所10,000千円)
	矢吹町	810 力所	1,978,000 千円 (田354力所879,000千円、畑121力所369,000千円、 ため池4力所65,000千円、頭首工1力所88,000千円、 水路313力所527,000千円、道路13力所23,000千円、 揚水機3力所17,000千円、農業集落排水施設1力所10,000千円)
	棚倉町	558 力所	1,212,000 千円 (田220力所148,000千円、畑34力所42,000千円、 頭首工17力所812,000千円、水路201力所166,000千円、 道路86力所44,000千円)
	矢祭町	80 力所	106,000 千円 (田27力所27,000千円、畑11力所20,000千円、 水路31力所38,000千円、道路10力所18,000千円、 農業集落排水施設1力所3,000千円)
	埴町	249 力所	572,000 千円 (田153力所93,000千円、畑23力所68,000千円、 頭首工15力所341,000千円、水路26力所41,000千円、 道路31力所24,000千円、農業集落排水施設1力所5,000千円)
	鯉川村	102 力所	545,000 千円 (田55力所216,000千円、畑10力所182,000千円、 頭首工2力所20,000千円、水路25力所84,000千円、 道路10力所43,000千円)
	管内計	4,766 力所	9,745,000 千円
会津	会津若松市	13 力所	44,000 千円 (田4力所3,000千円、頭首工2力所10,000千円、 水路5力所30,000千円、道路2力所1,000千円)
	喜多方市	11 力所	124,000 千円 (田2力所1,000千円、水路2力所3,000千円、 道路1力所1,000千円、揚水機場5力所109,000千円、 農地保全施設1力所10,000千円)
	磐梯町	2 力所	21,000 千円 (田1力所1,000千円、水路1力所20,000千円)
	猪苗代町	12 力所	6,000 千円 (田10力所2,000千円、頭首工1力所2,000千円、 水路1力所2,000千円)
	西会津町	30 力所	190,000 千円 (田8力所60,000千円、ため池1力所30,000千円、 水路15力所68,000千円、道路5力所22,000千円、 揚水機場1力所10,000千円)
	会津坂下町	9 力所	40,000 千円 (田2力所5,000千円、水路1力所2,000千円、 道路2力所3,000千円、揚水機場3力所20,000千円、 農地保全施設1力所10,000千円)
	柳津町	11 力所	75,000 千円 (田8力所60,000千円、水路3力所15,000千円)
	会津美里町	18 力所	51,000 千円 (田6力所15,000千円、畑2力所3,000千円、 頭首工1力所10,000千円、水路5力所10,000千円、 道路4力所13,000千円)
	三島町	6 力所	3,000 千円 (田4力所2,000千円、道路2力所1,000千円)
	金山町	4 力所	7,000 千円 (田2力所3,000千円、道路2力所4,000千円)
管内計	116 力所	561,000 千円	<小計10市町村>

管内名	被害状況		
南会津	南会津町	259 力所	594,000 千円 (田45力所21,000千円、畑16力所8,000千円、 頭首工18力所326,000千円、水路161力所231,000千円、 道路19力所8,000千円)
	下郷町	74 力所	438,000 千円 (田26力所129,000千円、ため池1力所2,000千円、 頭首工14力所52,000千円、水路22力所208,000千円、 道路11力所47,000千円)
	只見町	28 力所	18,000 千円 (田16力所7,000千円、畑10力所3,000千円、 水路1力所3,000千円、農業集落排水施設1力所5,000千円)
	管内計	361 力所	1,050,000 千円 <小計3町>
相双	南相馬市	492 力所	7,962,000 千円 (田121力所3,104,000千円、畑20力所157,000千円、 ため池28力所469,000千円、頭首工51力所2,369,000千円、 水路173力所956,000千円、道路81力所215,000千円、 橋梁1力所375,000千円、排水機場14力所310,000千円、 農業集落排水施設3力所7,000千円)
	相馬市	324 力所	5,604,000 千円 (田83力所1,461,000千円、畑24力所297,000千円、 ため池17力所1,519,000千円、頭首工2力所207,000千円、 水路133力所1,188,000千円、道路59力所335,000千円、 橋梁1力所10,000千円、排水機場4力所287,000千円、 営農飲雑用水施設1力所300,000千円)
	広野町	38 力所	50,000 千円 (田22力所13,000千円、畑2力所1,000千円、 頭首工6力所13,000千円、水路4力所1,000千円、 道路3力所2,000千円、橋梁1力所20,000千円)
	檜葉町	8 力所	75,000 千円 (田3力所26,000千円、水路5力所49,000千円)
	富岡町	43 力所	227,000 千円 (田8力所69,000千円、頭首工2力所14,000千円、 水路26力所114,000千円、道路7力所30,000千円)
	川内村	2,505 力所	3,023,000 千円 (田1,530力所840,000千円、畑378力所394,000千円、 ため池4力所5,000千円、頭首工28力所265,000千円、 水路324力所204,000千円、道路228力所572,000千円、 橋梁4力所600,000千円、揚水機8力所43,000千円、 農業集落排水施設1力所100,000千円)
	大熊町	1 力所	10,000 千円 (道路1力所10,000千円)
	双葉町	2 力所	20,000 千円 (頭首工1力所10,000千円、水路1力所10,000千円)
	浪江町	22 力所	231,000 千円 (田6力所7,000千円、畑1力所41,000千円、 水路8力所55,000千円、道路6力所28,000千円、 農業集落排水施設1力所100,000千円)
	葛尾村	88 力所	184,000 千円 (田32力所149,000千円、畑17力所11,000千円、 頭首工1力所1,000千円、水路19力所12,000千円、 道路19力所11,000千円)
	新地町	74 力所	167,000 千円 (田18力所35,000千円、畑1力所1,000千円、 ため池1力所1,000千円、頭首工1力所30,000千円、 水路20力所89,000千円、道路32力所9,000千円、 揚水機場1力所2,000千円)
	飯館村	259 力所	345,000 千円 (田123力所68,000千円、畑36力所24,000千円、 ため池1力所1,000千円、水路68力所160,000千円、 道路29力所7,000千円、揚水機1力所5,000千円、 営農飲雑用水施設1力所80,000千円)
	管内計	3,856 力所	17,898,000 千円 <小計12市町村>

管内名	被害状況		
いわき	いわき市	693 カ所	4,761,000 千円 (田200カ所1,009,000千円、畑29カ所15,000千円、 ため池20カ所100,000千円、頭首工49カ所1,571,000千円、 水路220カ所398,000千円、道路162カ所324,000千円、 橋梁4カ所100,000千円、揚水機5カ所924,000千円、 農業集落排水施設4カ所320,000千円)
	管内計	693 カ所	4,761,000 千円 <小計 1市>

<※全てのため池被災において、人的・家屋被害なし>

<計55市町村>		被害合計	(箇所数)	(被害額)
			19,067 カ所	52,533,000 千円
※農地：田・畑など	(うち農地)		10,002 カ所	18,796,000 千円)
※農業用施設：ため池・道水路など	(うち農業用施設)		9,033 カ所	31,103,000 千円)
※農業集落排水施設：農村下水道	(うち農業集落排水施設)		30 カ所	2,254,000 千円)
※営農飲雑用水施設：農村上水道	(うち営農飲雑用水施設)		2 カ所	380,000 千円)

林地被害発生状況

別紙 4

令和01年11月8日(金)11:00現在

(※下線部は前回報告からの変更箇所)

農林水産部 森林林業総室 森林保全課

管内	市町村名	箇所数	金額	被災状況等
県北	福島市	4ヶ所	137,500 千円	山腹崩壊、人家敷地、市道・河川に土砂流出
	二本松市	3ヶ所	72,000 千円	山腹崩壊、仏閣・市道・水路へ土砂流出
	伊達市	1ヶ所	142,000 千円	山腹崩壊、人家敷地、市道等に土砂流出
	川俣町	1ヶ所	5,000 千円	山腹崩壊、畑へ土砂流出
	管内計	9ヶ所	356,500 千円	
県中	小野町	7ヶ所	230,000 千円	人家裏の山腹崩壊、人家・物置損壊
	古殿町	1ヶ所	30,000 千円	人家・墓地裏の山腹崩壊、墓石損壊
	平田村	1ヶ所	15,000 千円	山腹崩壊、河川に土砂流出
	天栄村	2ヶ所	48,000 千円	山腹崩壊、人家・用水路に土砂流出
	石川町	1ヶ所	25,000 千円	人家裏の山腹崩壊、土砂流出
	田村市	1ヶ所	15,000 千円	山腹崩壊、用水路に土砂流出
	須賀川市	1ヶ所	60,000 千円	溪流から市道及び墓地に土砂流出
	管内計	14ヶ所	423,000 千円	
県南	白河市	3ヶ所	40,800 千円	山腹崩壊、国道等へ土砂流出
	棚倉町	1ヶ所	20,000 千円	山腹崩壊及び溪流からの土砂が町道へ流出
	管内計	4ヶ所	60,800 千円	
会津	柳津町	1ヶ所	1,000 千円	護岸工損壊
	猪苗代町	1ヶ所	15,000 千円	溪流から県道及び人家敷地に土砂流出
	管内計	2ヶ所	16,000 千円	
南会津	南会津町	4ヶ所	100,500 千円	溪流から国道、町道及び農地に土砂が流出
	下郷町	2ヶ所	55,000 千円	溪流から県道に土砂が流出
	管内計	6ヶ所	155,500 千円	
相双	相馬市	3ヶ所	61,225 千円	国道115号線で空き家が土砂と共に流出ほか
	南相馬市	3ヶ所	371,400 千円	山腹崩壊、土砂流出、負傷者・家屋損壊
	檜葉町	1ヶ所	200 千円	人家裏の山腹崩壊、土砂流出
	管内計	7ヶ所	432,825 千円	
いわき	いわき市	6ヶ所	138,250 千円	山腹崩壊、国道・農地等へ土砂流出。 市体育館・店舗損壊。
	管内計	6ヶ所	138,250 千円	
被害合計		21市町村	48ヶ所	1,582,875 千円

林道施設被害状況

別紙 5

令和元年11月8日(金)11:00現在

(※下線部は前回報告からの変更箇所)

農林水産部 森林林業総室 森林整備課

管内	市町村名	箇所数	金額	被災状況等
県北	福島市	22 路線	67,100 千円	路体崩壊・法面崩壊、路面洗掘等 * 1伊達市柳沢線(集落生活道): 路体流出→応急復旧完了
	伊達市*1	34 路線	137,640 千円	
	二本松市	29 路線	304,500 千円	
	国見町	2 路線	154,500 千円	
	川俣町	5 路線	52,750 千円	
県中	郡山市	8 路線	5,500 千円	路体崩壊・法面崩壊、路面洗掘等
	田村市	65 路線	244,422 千円	
	天栄村	5 路線	15,200 千円	
	須賀川市	15 路線	43,430 千円	
	古殿町	36 路線	251,650 千円	
	石川町	4 路線	1,030 千円	
	三春町	2 路線	700 千円	
	小野町	3 路線	400 千円	
県南	白河市	20 路線	<u>211,400</u> 千円	路体崩壊・法面崩壊、路面洗掘等
	西郷村	4 路線	1,500 千円	
	泉崎村	2 路線	1,800 千円	
	棚倉町	17 路線	57,000 千円	
	矢祭町	7 路線	82,300 千円	
	埴町	24 路線	43,900 千円	
	鮫川村	5 路線	3,900 千円	
会津	喜多方市	1 路線	1,400 千円	路体崩壊・法面崩壊、路面洗掘等
	柳津町	4 路線	<u>58,400</u> 千円	
	三島町	4 路線	4,100 千円	
	会津美里町	15 路線	<u>68,700</u> 千円	
	会津若松市	10 路線	<u>9,650</u> 千円	
南会津	南会津町	40 路線	143,749 千円	路体崩壊・法面崩壊、路面洗掘等
	下郷町	19 路線	96,560 千円	
	只見町	4 路線	84,500 千円	
	檜枝岐村	1 路線	15,000 千円	
相双	相馬市*2	1 路線	調査中 千円	路体崩壊・法面崩壊、路面洗掘等 * 2相馬市坂下新宿線(集落生活道): 路体流出→応急復旧完了。
	南相馬市	9 路線	調査中 千円	
	檜葉町	1 路線	<u>26,700</u> 千円	
	富岡町	9 路線	<u>48,807</u> 千円	
	大熊町	4 路線	<u>11,275</u> 千円	
	双葉町	2 路線	調査中 千円	
	葛尾村	4 路線	<u>13,400</u> 千円	
	新地町	2 路線	600 千円	
	飯舘村	13 路線	<u>19,800</u> 千円	
	川内村	<u>21</u> 路線	<u>344,661</u> 千円	
	浪江町	2 路線	<u>6,861</u> 千円	
いわき	いわき市	110 路線	519,100 千円	柿ノ沢線:擁壁傾き、人家被災 その他路線:路体崩壊・法面崩壊、路面洗掘等

被害合計 41 市町村 585 路線 3,153,885 千円(調査継続中)

(別紙6)

台風19号による林業関係被害状況取りまとめ(林産物・林産施設・苗畑施設)

11月8日(金)11時現在

農林水産部 森林林業総室 森林整備課・林業振興課

農林事務所	市町村名	被害額(千円)	状況
県北	二本松市	2,350	菌床しいたけ栽培ハウス2棟が損壊、菌床に被害。(1件)
	福島市	7,160	製材工場が浸水。(1件)
県中	郡山市	1,762,750	木材加工工場、事務所、製材工場が浸水。(3件) 菌床しいたけ栽培施設(空調施設3棟、パイプハウス6棟)が損壊、事務所が浸水。菌床培地等が流出。(1件)
	古殿町	135,160	製材工場が浸水。(1件) 製材工場の丸太が流出(1件)
	玉川村	6,000	製材工場が浸水。(1件) チップ工場の法面が崩落。(1件)
	小野町	2,000	製材工場が浸水。(1件)
	鏡石町	1,000	菌床しいたけ仕込み施設が浸水。(1件)
県南	矢祭町	46,023	製材工場が浸水。(1件)
	塙町	1,400	製材工場敷地の浸食・流出。(1件)
会津	猪苗代町	5,060	強風により工場(シャッター)が破損。(1件)
相双	南相馬市	1,000	苗畑施設(ビニールハウス1棟)損壊。(1件)
	相馬市	46,500	製材工場が浸水。(1件)
	浪江町	67,150	製材工場が浸水。(1件)
いわき	いわき市	77,895	製材工場が浸水。(3件) 苗畑0.11ha(苗木14,000本)水没。(1件) 菌床製造施設の高潮被害。(1件)
合計		2,161,448	23件
うち木材		2,020,496	17件
うち特産		138,300	4件
うち苗畑		2,652	2件

台風19号による林業関係被害状況取りまとめ(林業構造改善事業整備施設)

11月8日(金)11時現在

農林事務所	市町村名	被害額(千円)	状況
いわき	いわき市	19,000	体育館への土砂流入。(1件)

総計	2,180,448	24件
----	-----------	-----

(別紙7)

台風19号による林業関係被害状況取りまとめ(森林被害)

11月8日(金)11時現在

農林水産部 森林林業総室 森林保全課

農林事務所	市町村名	被害額(千円)	状 況
県北	伊達市	387	倒木被害 2カ所 計0.14ha
会津	猪苗代町	90	昭和の森 風害折損 0.5ha
相双	相馬市	336	倒木被害 3カ所 計0.11ha
相双	新地町	515	倒木被害 0.54ha
いわき	いわき市	312	倒木被害 4カ所 計0.12ha
計	5市町	1,640	11カ所 1.53ha

査定前着工制度の活用状況

(応急仮工事・応急本工事実施地区)

令和01年11月8日(金) 12:30 現在

(※下線部は前回報告からの変更箇所)

農村整備総室 農村基盤整備課

所在地	事業主体	地区名	工種	被害額 (千円)	実施額 (千円)	本・仮	着手日
飯舘村	飯舘村	大倉	営農飲雑用水施設	40,000	10,000	仮	R1.10.16
玉川村	玉川村	三ツ池	ため池	10,000	300	仮	R1.10.17
玉川村	玉川村	竜崎	農業集落排水施設	200,000	70,000	仮	R1.10.18
郡山市	郡山市	阿久津	農業集落排水施設	300,000	65,000	仮	R1.10.18
郡山市	郡山市	木村・小泉	農業集落排水施設	200,000	65,000	仮	R1.10.18
鏡石町	鏡石町	成田	農業集落排水施設	100,000	50,000	本	R1.10.18
相馬市	相馬市	坂下	営農飲雑用水施設	80,000	30,000	仮	R1.10.25
白河市	矢吹原土地改良区	大信	頭首工	15,000	15,000	本	R1.10.25
須賀川市	須賀川市	和田	農道	5,000	300	本	R1.10.25
須賀川市	須賀川市	上小山田	農道	6,000	500	本	R1.10.25
南相馬市	南相馬市	西長迫	農地(田)	7,000	1,500	仮	R1.10.26
川内村	川内村	上川内	農業集落排水施設	100,000	30,000	本	R1.10.28
須賀川市	須賀川市	滑川	農道	3,000	500	仮	R1.10.29
計	9市町村	13地区		1,066,000	338,100		

<査定前着工制度>

査定前着工（応急工事）は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度。

復旧を急げば次の作付けに間に合う農地・農業用施設の復旧や、集落排水施設のように生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合に活用できる。

<応急仮工事>

災害が発生し、そのまま放置すると被害が拡大する恐れがある場合に、必要に応じて事業主体（市町村等）の判断で実施した応急仮工事（仮設的な工事）も補助対象とすることができる。

<応急本工事>

応急本工事は、復旧計画樹立後、査定を待たずに災害復旧事業（復旧事業費が40万円以上であること）の一部又は全部を緊急に実施する復旧工事。

(第21報) 台風19号等による被害状況と今後の対応について

令和元年11月 8日
総務部
13時30分現在

1 これまでの対応について

(1) 私立学校の復旧支援

- 私立学校の被災状況を把握するための現地調査を実施。(計13校園)

(2) 市町村への人的支援

- 13市町村リエゾンに管理職級の職員を追加派遣。(10/17~)

市町村名	人数	派遣開始	備考
福島市	1	10/17	
郡山市	1	"	
いわき市	1	"	
須賀川市	1	"	
相馬市	1	"	
二本松市	1	"	終了(10/29)
田村市	1	"	終了(10/25)
伊達市	1	"	
本宮市	1	"	
鏡石町	1	"	終了(10/28)
石川町	1	"	
玉川村	1	"	終了(10/25)
浅川町	1	"	終了(10/18)
小計	13		

- 避難所運営支援のため、職員20名を派遣。(10/16~)

市町村名	人数	派遣開始	備考
郡山市	6	10/18	
いわき市	6	10/18	
相馬市	2	10/22	
伊達市	2	10/18	
本宮市	4	10/16	
小計	20		

- 罹災証明書発行業務支援のため、職員77名を派遣。(10/22～)

市町村名	人数	派遣開始	備考
郡山市	30	10/23	11/8現在 20名
いわき市	22	10/28	
須賀川市	5	10/23	終了(10/27)
相馬市	9	10/22	うち4名は10/31追加
伊達市	4	10/28	終了(11/5)
本宮市	5	10/23	
鏡石町	2	10/23	終了(10/28)
小計	77		※11/8現在 56名

- いわき市の災害対策支援として、いわき災害対策地方本部から職員6名を派遣。(10/21～)
- 対口支援により、8市町へ職員137名を派遣(総務省と調整)。(10/16～)

市町村名	対口支援団体	人数	派遣開始	備考
郡山市	新潟県	36	10/23	罹災証明交付事務等
いわき市	新潟市	16	10/16	家屋被害調査、避難所運営支援等
須賀川市	大阪市	23	10/21	防疫、罹災証明交付事務等
相馬市	広島市	5	10/19 (～10/31)	罹災証明交付事務等
南相馬市	神戸市	4	10/23	農地・道路等の災害復旧調査等
伊達市	京都府	9	10/28	家屋被害調査、災害ごみ処理対応等
本宮市	香川県	14	10/24	罹災証明交付事務等
	愛媛県	14	10/18	
	高知県	14	10/22	
石川町	堺市	2	10/24 (～11/1)	災害ごみ処理対応等
小計		137		

※ 人数は業務内容によって変動する場合あり

(3) 被災者支援

- 10月12日以降に到来する県税の申告・納付などの期限について、当面の間、県全域で延長。

2 課題と今後の対応について

(1) 私立学校の復旧支援

- 復旧経費が多額となる場合、私立学校の経営上の大きな負担となることから、私立学校の負担を軽減できるよう、国の災害復旧事業について国と協議。
- 被災した児童生徒等について、国の補助制度等を活用した修学支援（授業料減免など）を検討。

(2) 市町村への人的支援

- 地域によって復旧の進捗状況が異なることから、市町村が必要な応援職員（土木等の技術職など）を確保するための支援を検討。
 - ※ 現在、市町村に要望照会中
- 県議会議員一般選挙投票日（11/10）におけるいわき市の災害対応業務を支援するため、いわき災害対策地方本部から職員15名を派遣。
- 11月12日（火）から、須賀川市の災害対策支援として、県中災害対策地方本部から職員2名を派遣。

3 被害状況について

(1) 県有施設の被害等

- いわき合同庁舎の駐車場が全面冠水し、公用車数台及び庁舎地下室が浸水。
 - 駐車場の浸水は解消し、地下室排水作業も完了。
- 南会津合同庁舎及び南相馬合同合同庁舎、ふくしま自治研修センターにて雨漏り等が発生。
 - 解消済。
- 県立医科大学看護学部西側駐車場法面の一部が崩落。
 - 応急対応済。

(2) 私立学校について

- 被害状況
 - ・ 高等学校 2校（浸水被害）
 - ・ 幼稚園 10園（浸水被害）
 - ・ 専修学校 4校（浸水被害）
- ※ 11/5までに全ての学校が再開。



1 除染土壌等

施設等	状況
除染仮置場 関連	<ul style="list-style-type: none"> ●田村市フレコンバッグ流出関連 <ul style="list-style-type: none"> ・フレコンバッグの流出推計総数については30袋で、11/1（金）までに25袋を発見、回収（うち17袋は空）。（全て可燃物で、線量は0.3～1.0μSv/hである。） ●二本松市フレコンバッグ流出関連 <ul style="list-style-type: none"> ・フレコンバッグの流出推計総数については15袋で、隣接する口太川（くちぶとがわ）の下流域で調査中であり、10/24（木）までに8袋回収（中身は全て空）。（全て可燃物で、線量は0.09～0.13μSv/hである。） ●川内村フレコンバッグ流出関連 <ul style="list-style-type: none"> ・フレコンバッグの流出推計総数については44袋で、10/31（木）までに20袋を発見、回収（うち4袋は空）。（全て可燃物で、線量は0.18～0.25μSv/hである。） ●国直轄の被害状況（福島地方環境事務所情報） <ul style="list-style-type: none"> ・飯舘村内の仮置場からフレコンバッグ1袋の流出を確認し、回収済み。 ・本件以外の仮置場からの流出は、現在のところ確認されていない。 ●10/25（金）大雨による被害が想定される市町村において、仮置場の状況を確認し、被害報告なし。 <ul style="list-style-type: none"> ・異常なし、新たな流出なし（15市町村）：福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、泉崎村、三春町、広野町、川内村

2 廃棄物処理施設等

施設等	状況
一般廃棄物 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ●富久山クリーンセンター（郡山市） <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設の1階タービン室が浸水し、運転停止中。 ・し尿処理施設の地下ポンプ室への浸水のため停電し、運転不可の状況。

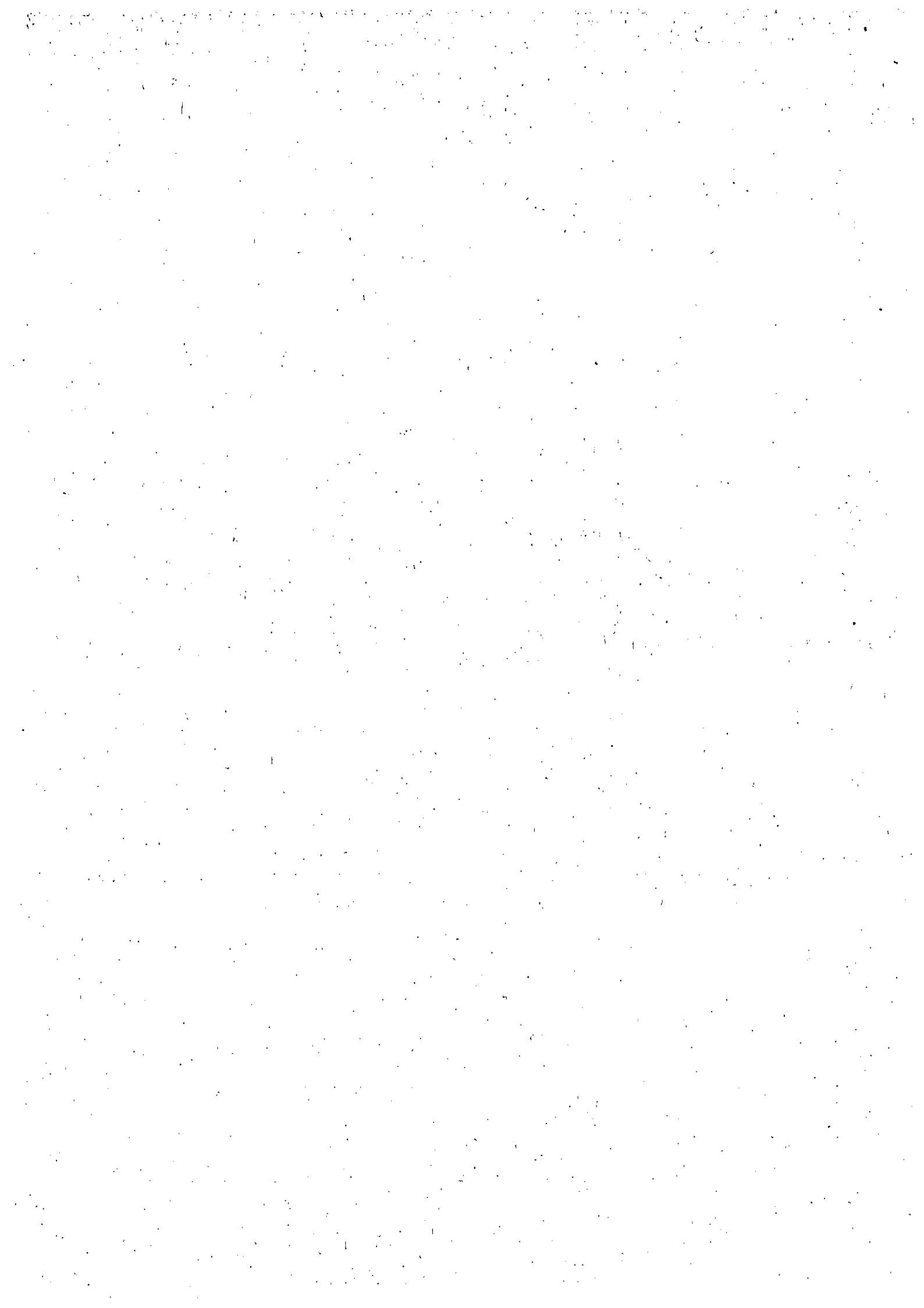
3 公共交通機関

施設等	状況
鉄道（JR）	<ul style="list-style-type: none"> ●磐越東線 <ul style="list-style-type: none"> ・郡山～小野新町間：11/6（水）から運転再開（一部運行時刻変更あり）。 ・小野新町～いわき間：11月中旬運転再開見込み。 ※10/30（水）から臨時バス運転実施 ●水郡線 <ul style="list-style-type: none"> ・安積永盛～常陸大子（ひたちだいご）間：11/1（金）から通常運転中。
阿武隈急行	<ul style="list-style-type: none"> ●運行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・福島～富野駅間は通常運行中。 ・富野以北は当面運行できない状況。
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ●県内各路線バスは道路状況等に応じ運行。 ●福島交通郡山支社冠水の影響により、同支社管内の一部路線を終日運休。 ●東京都が11/6（水）に都営バスとして使用を終了する車両11両を福島交通に無償譲渡すると発表。（今週中に4両、残りは今年度中に引き渡し。）

4 その他

項目	状況
災害廃棄物 処理関連	<ul style="list-style-type: none"> ●環境省より、10/15(火)から災害廃棄物処理に係る支援員の派遣を受け、県と国が被害の大きい市町村への訪問調査を開始。延べ56市町村を訪問し、仮置場の管理に関する助言等を実施。 ●10/30(水)に市町村担当者を対象とした災害等廃棄物処理事業に関する説明会を開催。 ●災害廃棄物の仮置場の設置状況について <ul style="list-style-type: none"> ・設置済み(22市町村)：郡山市、いわき市、須賀川市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、川俣町、鏡石町、猪苗代町、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、川内村 ●県有地等の候補地をリストアップし、関係市町村に10/16(水)情報提供済み。また、福島財務事務所から未利用国有地のリストが提供されたことから、関係市町村に10/19(土)情報提供済み。 ●郡山市の生活ごみについては、県内6自治体、新潟県などで受入可能である旨を郡山市へ情報提供し、県内5自治体において処理を実施中。また、国の仮設焼却施設については、浪江、南相馬において処理を実施中。 ●郡山市のし尿処理については、県内11自治体、県外3自治体で受入可能である旨を郡山市へ情報提供し、県内5自治体において処理を実施中。
悪質商法等	<ul style="list-style-type: none"> ●台風19号による被害に便乗した悪質商法等の注意喚起を報道機関に依頼。 ●10/28(月)から、被害に便乗した悪質商法等について、テレビCMにより注意喚起。
劇毒物の 流出	<ul style="list-style-type: none"> ●10/16(水)に郡山市のメッキ工場(A社)から、10/18(金)にA社近接の別のメッキ工場(B社)から、シアン化ナトリウムの流出を確認。 ●B社は、11/1(金)以降の水質検査では検出されず。 ●A社が排水処理施設を稼働後、11/8(金)に郡山市が施設内の処理水を検査した結果、0.1mg/lを検出(排水基準0.5mg/l)。放流先の水路では検出せず。 ●郡山市の土壌調査の結果では、A社周辺、B社周辺ともに検出せず。 ●対応状況 <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市の健康調査の結果、健康被害は確認されていない。 ・A社工場では、敷地内及び工場出口調整池の滞留水の回収と工場出口調整池に放流先水路への流出防止措置を実施した。 ・B社工場では、流出先側溝での廃液回収、敷地外への流出防止、工場内の廃液回収を継続して実施している。

項目	状況
有害物質の流出	<p>●本宮市の再生有機溶剤製造業者（C社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/14(月)、事業場内に保管していたドラム缶等が流出したことを確認し、一部に有害物質（トリクロロエチレン等）が含まれていることから、県において10/15(火)、16(水)に阿武隈川で水質検査を実施したが、いずれも検出せず。 ・C社において、<u>検索及び回収を実施中であり、11/8(金)までにドラム缶283本（有害物質を含むもの15本）、一斗缶1,256缶（有害物質を含むもの1缶）等を回収。</u> ・10/30(水)、国から宮城県角田市のゴルフ場に一斗缶3缶とプラスチック容器1個（容器が破損し内容物が流出して刺激臭がしている）が漂着しているとの連絡があり、C社が回収を行った。（内容物はイソプロピルアルコールで、環境法令上の有害物質ではない。） ・<u>11/8(金)、C社から法に基づく事故発生の届出があり、流出数量（総計2,609体）の報告があった。</u> <p>●本宮市の金属表面処理業者（D社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風19号の被害を踏まえ、各地方振興局において、10/18(金)から有害物質を扱っている工場等の状況調査を実施。 ・10/19(土)の現地調査の中で、D社工場からふっ素化合物溶液の流出の可能性を確認（事業者不在）し、県において同日、阿武隈川で水質検査を行い、全て環境基準以下であることを確認。 ・10/21(月)に改めて立入検査し、ふっ化水素アンモニウム溶液約200Lと、その廃液が入った500L入りタンク2個が流出したことを事業者を確認。 ・D社において、所在不明のタンクの検索を実施。11/4(月)に<u>2個を回収。（うち1個は容器が破損し、内容物が流出した状態で回収。）</u>



台風第19号による被害及び対応状況

10:00現在

1 保健福祉部関係施設の被害状況

(1) 社会福祉施設※断水のみを除く

- 特別養護老人ホーム
浸水(床上)、設備の一部損壊 2市2施設 復旧作業継続し運営
- 介護老人保健施設
浸水(床上)、設備の一部損壊 1市1施設 復旧作業継続し運営
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
浸水(床上)、土砂流入 4市町4施設
 - ・復旧作業継続し運営 3施設
 - ・復旧時期未定 1施設
- 障害福祉サービス事業所等
浸水(床上) 4市町6施設
 - ・復旧作業継続し運営 3施設
 - ・復旧時期未定 3施設

(2) 病院

浸水、設備の一部損壊 2市2病院 入院・外来診療再開(一部)

(3) 水道施設

断水(最大) 18市町村 約77,400戸

復旧作業継続中 相馬市(1戸仮設配管工事中)

→ 11/6 飲用制限解除(△135戸)

2 健康管理等

(1) 保健福祉事務所、他団体保健師等の活動

避難所・在宅の避難者への、室内の清掃や食中毒防止等衛生面の確認・指導、感染症等予防のための健康調査・指導等の保健活動を実施。

- 県北、県中、相双保健福祉事務所が管内被災市町村と連携して、専門職による必要な支援ができるよう体制を整備。
- 保健福祉事務所が、被害の大きかった地域において市町村とともに避難者の健康状況等を確認。浸水被害を受けた世帯への訪問も実施。
- 県及び市町村栄養士、福島県栄養士会が避難所等における栄養指導を実施。

- 厚生労働省と連携して保健師を派遣。

派遣先	派遣元、人数	派遣期間
郡山市	青森県 2名	10/19(土)～11/29(金)
	青森市・八戸市、弘前市、 三沢市合同チーム 計2名/日	10/19(土)～11/24(日)
いわき市	県保健師 4名/日	10/21(月)～11/2(土)
	秋田県、札幌市、名古屋市、函館市、 京都府、京都市、大阪市、姫路市、 明石市、神戸市 各2名 計 20名/日	10/21(月)～11/1(金)
	秋田県・大阪市 計4名/日	11/2(土)～11/17(日)
本宮市	県保健師 6名/日	10/21(月)～10/27(日)
	愛媛県3名、県及び県内市町村3名 計 6名/日	10/28(月)～11/16(土)

- 教育庁から依頼のあった県立学校4校への環境衛生、健康教育支援を10/28、10/29に実施。
- いわき市保健所におけるノロウイルス集団発生公表を受け、中核市を含む避難所設置市町村に注意喚起の通知を发出(10/29)。
- 各保健福祉事務所感染症予防チームが避難所で感染症リスクアセスメントを実施(10/30～11/1)。
- (2) 災害医療派遣チーム等の活動
- DMAT (災害医療派遣チーム)
 - ・10/13～21 最大30チーム延べ90人が10市町村で活動
 - JMAT (日本医師会災害医療チーム)
 - ・10/14から活動開始 最大10チーム延べ20人が5市町村で活動
 - ・現在、いわき市医師会2チームがいわき市で活動
 - DPAT (災害派遣精神医療チーム)
 - ・10/14から活動開始 最大5チーム延べ44人が3市町村で活動
 - JRAT (大規模災害リハビリテーション支援チーム)
 - ・10/13から活動開始 最大3チーム(1チーム2～5人)が3市で活動
 - ・現在、2チームが3市で活動中
 - 福島県看護協会災害支援ナース
 - ・10/16～31 延べ25人が5市町村で活動
 - DWAT (災害派遣福祉チーム)
 - ・11/1～3 1チーム3人が本宮市で活動
 - ・11/6～8 1チーム3人がいわき市で活動

3 災害ボランティア（募集窓口 各市町村社会福祉協議会）

福島県社会福祉協議会がボランティアセンター設置をコーディネート。市町村社会福祉協議会、NPO、企業等が団体でのボランティア活動を検討している場合には、県社協が被災地とのマッチングを行う。

- 11/9(土)県社協がボランティア送迎バスを運行（福島発→南相馬行）
- 災害ボランティア活動者数 延べ16,196人（11/6 現在速報値）

	募 集 範 囲			
	限定無し	県内の方	自市町村及び近隣市町村	自市町村のみ
募集中 9市町村	福島市、伊達市、本宮市、川俣町、郡山市、須賀川市、いわき市、南相馬市			二本松市
終了 7市町村	石川町、相馬市	玉川村	鏡石町、田村市	浅川町、三春町

※須賀川市は、11月以降、原則土曜日に災害ボランティアを受入れ

4 義援金

- 県「令和元年台風19号災害義援金」を10/17(木)から受付開始。
ゆうちょ銀行、東邦銀行、福島銀行、大東銀行
- 日赤県支部「令和元年福島県台風第19号災害義援金」を10/16(水)から受付開始。

5 医療保険の窓口負担及び介護保険の利用料の全額免除措置

国民健康保険及び介護保険の被保険者で、災害救助法の適用市町村の被災者を対象に医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払を不要とする。

(1) 対象者

- ・ 罹災証明書の提示は必要なく、窓口で被災状況を口頭で申告する。
- ・ 後日、加入する保険者から確認が行われることがある。
- ・ 詳細は各保険者に問合せいただく。

次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

(2) 対象期間

令和2年1月末まで

(3) 対象保険者

・災害救助法適用市町村のうち 47 市町村 (国民健康保険・介護保険)

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、檜枝岐村、只見町、猪苗代町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

・福島県医師国保組合 (国民健康保険)

上記以外に福島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会も実施。

6. 生活福祉資金 (緊急小口資金) 特例貸付について

- 生活福祉資金 (緊急小口資金) 特例貸付を 11 月 11 日から開始 (一部は 18 日から)
- 貸付対象
 - ・被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯
 - ・他都道府県から避難し、当分の間県内に居住される方で、当座の生活費を必要とする世帯
- 貸付限度額
原則として 1 世帯につき 1 回限り 10 万円以内
(世帯状況により 20 万円以内)
- 受付窓口 各市町村社会福祉協議会

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付のご案内

本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります

貸付内容

- 貸付対象 (1) 被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯
(2) 他都道府県から避難し、申込みから1か月程度以上県内に居住される方で、当座の生活費を必要とする世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合是一世帯につき一回限り20万円以内の貸付も可能。
 - ①世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ②世帯員に要介護者がいる場合
 - ③4人以上の世帯である場合
 - ④世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学生以下の児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日の月末から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子 *償還期間経過後は残元金に対して年5.0%の延滞利子が発生します

貸付申込みに必要なもの

- (1) 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- (2) 住所を確認できるもの(住民票等、(1)で住所が確認できる場合は不要です)
- (3) リ災証明書または被災証明書(当日提出できない場合は後日提出していただきます)
また、直接被災されていない世帯では、今般の台風災害により収入が減少したことがわかる書類(例:勤務先が発行する休業証明書等)
- (4) 印鑑(印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません)
- (5) 申込者の預金通帳又はキャッシュカード

貸付後の手続き

- 貸付金交付後3ヶ月を目安として、住居報告書により状況を報告していただきます。
- 後日、リ災証明書や被災証明書の提出がなく被災状況が確認できない場合には、返還を求める場合があります。

貸付金の交付方法

- 申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関に後日送金します。

受付窓口

- 現在お住まいの市町村社会福祉協議会
- 避難されている場合は、避難所等が所在する市町村社会福祉協議会

受付開始日

- 市町村社会福祉協議会によって異なります。裏面にてご確認ください。

**11月11日(月)から受付を開始します。
ただし、一部市町村は11月18日(月)からの受付となります。**

相談・申込受付時間：午前10時～午後4時

土日祝日の対応は各市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

≪ 福島県内 市町村社会福祉協議会一覧 ≫

福島市	024-533-8877	白河市	0248-22-1159	昭和村	0241-57-2655
二本松市	0243-23-7867	西郷村	0248-25-5454	会津美里町	0242-54-2940
★伊達市	024-576-4050	泉崎村	0248-54-1555	下郷町	0241-69-5111
★本宮市	0243-33-2006	中島村	0248-52-3400	檜枝岐村	0241-75-2382
桑折町	024-582-1155	矢吹町	0248-44-5210	只見町	0241-84-7006
国見町	024-585-3403	棚倉町	0247-33-2623	南会津町	0241-62-4169
★川俣町	024-565-3761	矢祭町	0247-34-1050	相馬市	0244-36-2015
大玉村	0243-68-2100	塙町	0247-43-2154	南相馬市	0244-24-3415
★郡山市	024-932-5311	鮫川村	0247-49-3600	広野町	0240-27-2789
須賀川市	0248-88-8211	会津若松市	0242-28-4030	楢葉町	0240-25-4157
田村市	0247-68-3434	喜多方市	0241-23-3231	富岡町	0240-22-5522
鏡石町	0248-62-6428	北塩原村	0241-28-3757	川内村	0240-38-3802
天栄村	0248-82-2826	西会津町	0241-45-4259	大熊町(いわき市)	0246-38-8938
※石川町	0247-26-3793	磐梯町	0242-73-3022	双葉町(いわき市)	0246-84-6725
玉川村	0247-57-4410	猪苗代町	0242-62-5168	浪江町	0240-34-4685
平田村	0247-55-3500	会津坂下町	0242-83-1368	葛尾村	0240-29-2020
浅川町	0247-36-3163	湯川村	0241-27-8890	新地町	0244-62-4213
古殿町	0247-53-4394	柳津町	0241-42-3418	飯館村	0244-42-1021
三春町	0247-62-8586	三島町	0241-52-3344	★いわき市	0246-23-3320
小野町	0247-72-6866	金山町	0241-55-3336		

★印の市は11月18日(月)から受付を開始します。

※石川町社会福祉協議会は、石川町保健センター(石川郡石川町字渡里沢37-5)に受付窓口を設けています。

実施主体：社会福祉法人福島県社会福祉協議会

連絡先：〒960-8141

福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内

TEL：024-523-1250

台風第19号による被害及び対応状況

1 被災した子どもの支援

(1) 被災復旧のための子ども預かり事業

台風19号の被災者が自宅の復旧作業等を行う間、未就学児の子どもを預かる。

○ 「ソレイユMOTOMIYA」(本宮市)

11月9日(土) 9:00~16:00

11月10日(日) 9:00~16:00

○ 認定こども園大田(伊達市)

11月10日(日) 9:00~16:00

(2) 民間支援団体等と連携した支援

ア ふくしま子ども支援センター(県委託)

子どもが多い避難所においてニーズ調査を行い、遊びや宿題の支援等を実施。

○ 郡山市立高瀬小学校で実施

11月9日(土) 13:00~17:00

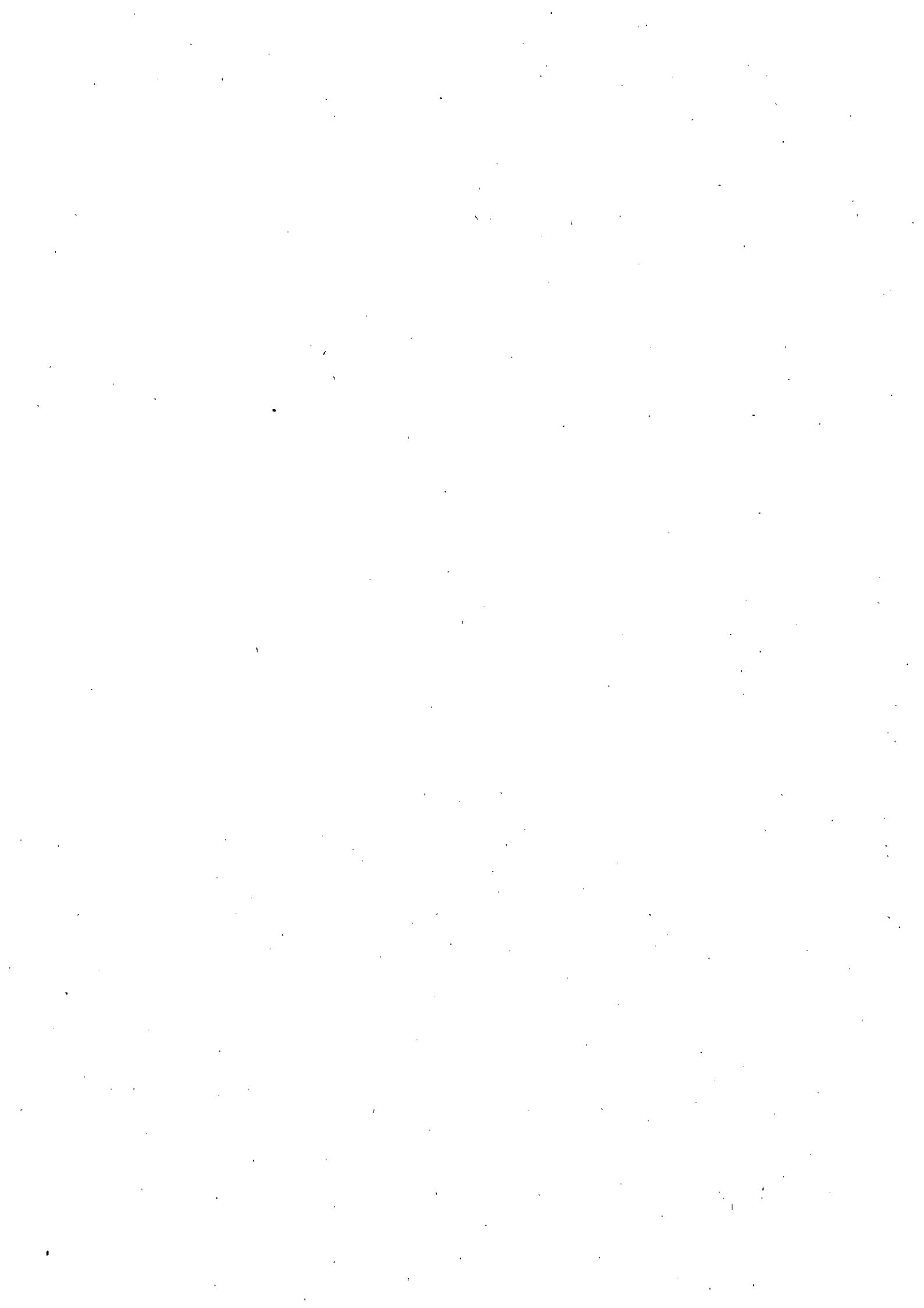
11月10日(日) 9:30~17:00

イ セーブ・ザ・チルドレン(国際NGO)

避難所への物資の提供や子どもの遊び場を開設し支援を実施。

○ 内郷公民館(いわき市避難所の内郷コミュニティセンターの近隣)で実施

11月10日(日) 13:00~16:00



台風19号等による被害状況と対応について

令和元年11月8日(金)

13時30分現在

＜被害状況＞

1 企業・工業団地の被害状況

地方	市町村名	地区	業種等	被災状況等
東北	福島市	南福島地区	ガラス繊維製造業	先月31日より、一部の機械を稼働し、生産を再開。 11月末の完全復旧に向けて対応中。
		佐倉西工業団地	輸送用機械器具製造業	被害無く、通常操作中。取引先数社が被災したが、生産に今のところ影響なし。
	二本松市	平石高田工業団地	鉄鋼業	片づけを終了し、設備の修理等を行っている。通常再開は11月を見込む。
	伊達市	梁川工業団地	電子デバイス製造業	東北電力との電気の接続は11月中旬予定。現在非常用発電で設備稼働状況を確認中。 設備点検の進捗見込みは11月末で全体の1割程度であり、現時点で再開の見通しは立たない。
			非鉄金属製造業	機械設備の修理中。現在機械の1割程度が稼働中。 来週中には3～5割を復旧させたい。全面復旧は11月下旬の見込み。
			【工業団地の状況】	団地全体が冠水。水は既に完全に引けており、車両などの通行も通常どおり。
		梁川町	食料品製造業	床上浸水し、機器類が故障あり。操業は再開し、フル稼働中。
			繊維工業	1.8mの浸水により、編み機・機械・原材料の全てが水没。 操業再開の見通しは立たず。
			繊維工業	全ての工場で1階部分浸水。5日より電気が復旧し、 2階で一部操業再開も本格復旧の時期は見通し立たず。
		伊達第一工業団地	食料品製造業	約80cm浸水、機械設備も多く水没し、操業停止中。現在のところ再開の目途は立っていない。
			金属製品製造業	約1m浸水、機械設備が水没し稼働可能か確認中。現在は操業停止中で再開には期間を要する見込み。
			【工業団地の状況】	浸水被害あり。
		見城坂工業団地	【工業団地の状況】	調整池法面崩落。操業に影響なし。
	本宮市	糠沢地区	金属製品製造業	浸水被害あり(約1m20cm)。キュービクルの故障で通電できない状態。水、電話も不通。操業再開までには期間を要する見込み。
		本宮地区	縫製業	1日までに一部操業を再開。
			医療機器販売・卸売業	1週間ほどかけて片づけを行った。現在業務は再開している。
	桑折町	桑折工業団地	輸送用機械器具製造業	工場に被害なく生産に影響ないが、県内及び県外(長野県)のサプライヤーが被災し操業停止中で、今後影響が生じる可能性あり。
			印刷業	浸水し建物と設備に被害。営業再開は未定。
	川俣町	川俣西部工業団地	【工業団地の状況】	団地入口の法面が一部崩落、操業に影響なし。
		中山工業団地	【工業団地の状況】	法面が一部崩落、操業に影響なし。
県中	郡山市	郡山中央工業団地	精密機械器具製造業	清掃を終え、機械設備を点検中。電気、上水道は問題なし。 11月中旬の事業再開見込み。
			木材加工業	片づけが終わり機器点検中。協力会社に外注して対応中。
		電子デバイス製造業	復旧は12月中旬以降の見込み。現在、国内の他の生産拠点から納品中も操業停止が長引けば納品に影響が出る可能性あり。	
		食料品製造業	約1.5m浸水。水が引き清掃作業や設備点検等を進め、通常操業再開済み。今後、一部設備の修理・入れ替えなどは必要あり。	
		電気機械器具製造業	一部稼働中。設備点検に時間を要しており、フル稼働は11月になる見込み。	

地方	市町村名	地区	業種等	被災状況等
県中	郡山市	郡山中央工業団地	金属製品製造業	本社・第一・第二工場が全て1.5m以上の浸水。キュービクルの浸水により、電気が止まっていたが、先月25日に一部通電・電話可能となったので、2階で事務所を再開した。キュービクルの全面復旧後に設備の確認になるが、見通しは立たない。
			生産用機械器具製造業	工場・事業所とも1m以上浸水。ほとんどの設備・仕器が浸水。現在、機械を洗浄し乾燥させている。先月28日から通電し、修繕・廃棄を判断する。生産再開見込みは11月上旬。復旧までは本社（県外）にて対応。
			業務用機械器具製造業	建物は1.7m浸水。機械設備の動作確認中。取引先を間借りして業務継続も、通常時の7割程度の稼働。
			金属製品製造業	他社から設備を借りて操業維持し、稼働は4割程度。浸水した設備を洗浄し乾燥中。乾燥に2～3週間要し、その後稼働可能かを確認。また、メインのキュービクルの復旧に年内かかる見込み。
			医療機器製造業	電気が仮復旧。機械はほぼ全損しており、事業再開の目途は立っていない。
		【工業団地の状況】	大規模冠水。被害詳細確認中。	
		郡山食品工業団地	食品製造業	部品交換を終了。生産ラインは概ね稼働しているが、修理で対応できない部分で一部手作業が有り、6割程度の稼働。
			食品製造業	郡山中央団地の商品包装箱・包装紙業者が被災しているが、11月中には台風以前の状況に復旧する見込み。
			食品製造業	工場は被害なく通常どおり稼働中。原材料の納入が一部滞っており、今後一部減産の可能性あり。
			【工業団地の状況】	団地内の複数箇所でも浸水があったが、床上浸水は1社だけ。過去の8.5水害の教訓で工場の基礎を高くしている企業が多いため。
	安積地区	金属材料等卸売業	倉庫内1m浸水。在庫・機械・車輛・フォークリフトに大きな被害。他県同業者の協力で納入遅延は無い。	
	横塚地区	医療機器製造業	工場2階の製造に関しては被害無く、操業に影響は無い。1階の営業部分に関しては電気等が故障中のまま。	
	須賀川市	下宿地区	有機化学工業製品製造業	先月27日に電源室が復旧し、28日から一部製造再開。医薬工場は断熱材の張替などの後に稼働再開予定で、まだ時間を要する。医薬以外は徐々に製造を増やしている状況。
		森宿地区	金属材料等卸売業	一部重機に故障があったが、完全操業再開している。
		須賀川テクニカルリサーチガーデン	【工業団地の状況】	一部区画（未分譲区画）で小規模な法面の崩壊、団地内の立木の倒壊あり。操業に影響なし。
		卸団地	【工業団地の状況】	浸水被害あり。
	田村市	田村西部工業団地	輸送用機械器具製造業	上水道の断水が復旧し、通常どおり操業している。
		田村西部工業団地船引第二工業団地	【工業団地の状況】	上水道が復旧し、供給再開済み。
		船引町	業務用機械器具製造業	製造部門がほぼ全損。修理の見積もり依頼を出しているが、期間を要する見込み。従業員は別工場に派遣中。
		都路町	食品加工	建設中の工場用地が冠水し、原状回復に1ヶ月程度を要すると思われる。工期に遅れが生じる見込み。
	鏡石町	諏訪町	金属製品製造業	工場の1棟が50cmほど浸水。切断機械等が故障、部品交換・修理で対応する予定。現在の稼働状況は7割。仕入先が郡山中央工業団地で被災した。
河原		プラスチック製品製造業	1.5mの浸水により、設備・変電機が全て使用不可。年内には再開したいが見通し立たず。	
浅川町	大藪輪	医療・理化学機器製造業	一部浸水したが、短時間で清掃し、通常操業中。	

地方	市町村名	地区	業種等	被災状況等
県南	白河市	工業の森B工区	【工業団地の状況】	周囲（市有地）法面4か所崩落。操業に影響なし。
		工業の森C工区	【工業団地の状況】	市道法面崩落。操業に影響なし。
	泉崎村	泉崎中核工業団地	【工業団地の状況】	団地内で法面崩壊あり。操業に影響なし。
	棚倉町	上台	採石業	採石場や工場など、製造業部門は影響ないが、経営するガソリンスタンドが浸水被害により営業停止中。
相双	相馬市	相馬中核工業団地	輸送用機械器具製造業	先月18日から工業用水が取水可能。23日から通常操業再開。
			エネルギー業	操業停止していたが、工業用水が取水可能となり、先月21日より操業再開。
			輸送用機械器具製造業	先月18日まで断水により操業停止。工業用水の復旧により、21日から通常操業。丸森町からの通勤不能者あり。
			【工業団地の状況】	工業用水が取水可能となる。
	相馬市	相馬南第二工業団地	輸送用機械器具製造業	先月19日に水道が復旧し、21日から通常操業再開。
		尾浜地区	食料品製造業	水道復旧も飲用不可のため製造再開できず。在庫の出荷と水を使わない作業のみ行っていた。先月21日から飲用可になり製造再開。
	南相馬市	原町区	土石製品製造業	機械設備が水没したため、モーターを交換し、一部業務のみ先月23日から操業再開。
	川内村	田ノ入工業団地	【工業団地の状況】	法面が一部崩落、操業に影響なし。
	新地町	福田地区	プラスチック製品製造業	断水により、一部操業を停止。先月22日から通常操業再開済み。
		新地南工業団地	【工業団地の状況】	断水していたが、上水道の供給再開済み。
いわき	いわき市	四倉中核工業団地	鉄鋼業	操業に支障は無い。先月25日給水回復を確認。
			土石製品製造業	先月24日に給水回復。通常通り操業中。
			業務用機械器具製造業	先月25日に給水回復。通常通り操業中。
			土石製品製造業	先月24日に給水回復。通常通り操業中。
			土石製品製造業	先月23日から通水再開。操業に支障は無い。
			プラスチック製品製造業	先月24日に給水回復。通常通り操業中。
			【工業団地の状況】	給水回復。
		好間中核工業団地	生産用機械器具製造業	先月28日給水回復を確認。
			【工業団地の状況】	工業用水の給水回復。
		好間地区	ロボット開発製造	事務所の片づけは終了。当面は営業機能を再開する。
		落合工業団地	医薬品製造業	台風と25日の大雨の両方で冠水。25日の方が被害が大きい。工場は北側と南側があり、南側は操業再開するも北側は復旧できていない。
		赤井地区	輸送用機械器具製造業	先月25日から一部生産再開。
			プラスチック製品製造業	浸水による機械設備の故障により操業停止中。操業再開の目途は立っておらず、かなりの時間を要する見込み。
		小川地区	輸送用機械器具製造業	先月28日給水回復を確認。

○ 10月25日の大雨による被害状況

- ・床上浸水あり。台風19号で厨房機器が水没し、代替品を発注していたが納品前だったので難を逃れた。29日から営業規模を縮小して店舗営業再開。完全復旧は冷凍ケース等の交換が終了してからの見込み。(相馬市、食品加工販売)
- ・先の台風の被害に加え、再び浸水の被害を受け、ポンプなどの機器が水没。操業再開が遅れる見込み。(いわき市、医薬品製造)

2 県内事業者の被害状況

(1) 商工団体

※商工会の被害状況は、商工会連合会を通じて被害が確認されたもの。引き続き確認中。

① 県北管内

浸水被害報告あり・・・国見町商工会(2)、保原町商工会、本宮市商工会、あだたら商工会(20)、福島商工会議所、二本松商工会議所、伊達市商工会

② 県中管内

浸水被害報告あり・・・富久山町商工会(31)、安積町商工会(90)、田村町商工会、大東商工会、船引町商工会(16)、石川町商工会、鏡石町商工会(4)、須賀川商工会議所、郡山商工会議所

③ 県南管内

浸水被害報告あり・・・棚倉町商工会(2)、矢祭町商工会、塙商工会(9)、白河商工会議所

④ 南会津管内

被害報告あり・・・南会津町商工会(3)

⑤ 相双管内

浸水被害報告あり・・・楡葉町商工会(6)、富岡町商工会(6)、大熊町商工会(10)、双葉町商工会(3)、浪江町商工会(3)、飯館村商工会、川内村商工会(31)、相馬商工会議所、原町商工会議所、宇多川町商店街振興組合(相馬市)、相馬市駅前商店街振興組合

⑥ いわき管内

浸水被害報告あり・・・好間町商工会、内郷商工会(20)、小川町商工会(20)、いわき商工会議所
被害報告あり・・・四倉町商工会、久ノ浜商工会

(2) 商業施設

① 主なスーパーマーケット等の営業状況

○下記の店舗について、浸水被害により営業を見合わせている。

(主なスーパーマーケット)

- ・ヨークベニマル新本宮館町店(本宮市)
- ・ヨークベニマル梁川店(伊達市)
- ・リオンドール浅川店(浅川町)
- ・業務スーパー安積店(郡山市)

(主なホームセンター)

- ・ダイユーエイトいわき好間店 (いわき市)
- ・ダイユーエイト浅川店 (浅川町)
- ・コメリ赤井店 (いわき市)

②公設商業施設

避難解除等区域において市町村が設置している公設商業施設 (10市町村 11施設) については、通常どおり営業中。

3 商工業の被害金額 (市町村発表データ)

- ・本宮市 2.68事業所 .57億3,925万円

4 商工労働部関係施設の被害状況等

- ・一部の施設で倒木等の被害が発生しているものの、大きな被害はなし。
- ・郡山市社会福祉協議会より災害ボランティアセンターの開設依頼があり、それを受けてテクノアカデミー郡山校内に10月20日から設置。
- ・当センターとして利用する (貸し出す) 施設は、体育館、車庫、駐車場の一部、及び付帯施設 (トイレ、水道等)。

5 その他

- ・「大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定」(平成28年8月締結)に基づき、福島県社会保険労務士会が、台風19号に伴う被災中小企業や被災労働者からの労働関係の相談に応じる電話相談ホットラインを10月21日から開設。
- ・県制度資金に新たに「豪雨災害特別資金」を創設し、11月1日より県内金融機関での取り扱いを開始。
- ・11月8日、「台風19号等に係る支援施策の検討状況説明会」を福島市で開催 (東北経済産業局主催、福島県共催)。

<<課題>>

- (1) 商工業者からは、事業再開のための補助金を希望する声が多く、速やかな制度構築が必要。また、東日本大震災で被災した企業が再度被災した例も存在するため、事業再開・継続に向けた手厚い支援が不可欠。
- (2) 製造業においては、企業立地補助金を活用して取得した設備等について、浸水により毀損した事例も多く、設備の復旧における企業の負担軽減が課題。
- (3) 労働関係においては、現在のところ相談は少ないが、復旧が進み一段落した段階で、雇用の維持に係る相談が本格化するものと思われる。

<<今後の対応>>

- (1) 引き続き、市町村や商工団体と連携し、より詳細な被災状況等の情報収集を行うとともに、企業等の実情や要望等の把握に努める。10月28日から、商店街等の事業者の被害状況や要望等を聴き取り、今後の支援につなげるため、被災事業者の訪問調査を実施中 (210事業者訪問済)。
- (2) 国との調整を進めながら、県内商工事業者の事業再開・継続に向けた支援制度を早期に構築する。
- (3) 引き続き労働相談を受け付け、これから本格化すると考えられる雇用の維持に関する相談に、国の制度を説明するなど対応していく。



I 被害の現状

1 県立学校、市町村立学校等の被害の状況

被害	学校数	計
校舎の床上浸水	小学校5校、県立高校1校（うち川俣小(川俣町)、永盛小・赤木小・小泉小(郡山市)、相馬東高校は復旧中)	6校
停電	小学校4校、中学校1校、県立高校2校（全て復旧済み）	7校
断水	小学校38校、中学校18校、県立高校8校、特別支援6校（全て復旧済み）	70校

※ その他、雨漏りや敷地、附帯施設等に被害が見られる。

2 休校の状況

台風19号の被害等：休校116校(小56、中24、高29、特支7) → 10/24まで再開
25日(金)の大雨：休校13校(小9、中4) → 10/29再開

3 県内文化財の被害状況

国指定文化財の史跡等である「南湖公園」「白川城跡」「白河舟田・本沼遺跡群」の樹木倒木や斜面崩壊による被害は約2億円に及ぶ。

このほか、国指定8件、国登録1件、県指定5件、計17件の被害が判明。

また、25日の大雨により国史跡「白水阿弥陀堂境域」(いわき市)の排水ポンプ損壊、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」の祭場地(南相馬市)に被害があり、その他は確認中。

II 課題及び対応の方向性

No	主な課題	対応の方向性・実績等
1	被災児童生徒の心のケア	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー派遣 ■実績 スクールカウンセラー 8校に派遣 伊達市(梁川小)、本宮市(本宮小、本宮まゆみ小、本宮一中) 郡山市(赤木小、永盛小、芳賀小)、富岡支援学校
2	公共交通機関運休	県立・私立高生等のための代替バス運行 ■実績 10/23～ 14路線 平均 641名/日(バス2,565名) 10/29～ 7路線 平均 373名/日(バス1,868名) 11/6～ 2路線 平均約40名/日
3	再開する学校への人的支援	サポートティーチャー、スクールサポートスタッフ増員等 ■実績 サポートティーチャー 4校へ派遣予定 スクールサポートスタッフ 45校(小31校、中14校)派遣予定
4	校舎等の衛生環境の確保	被災状況の調査、清掃委託の実施、保健師訪問による衛生的課題への助言等 ■実績 相馬東高校において清掃委託を実施。 保健師が県立学校4校他を訪問し衛生環境を確認。
5	被災施設・設備等の復旧	被災状況の調査、復旧計画の進捗管理及び予算の執行 ■実績 相馬東高校、好間高校等の被害があった県立高校で体育館床張替工事、グラウンド整備工事など合計約3億6千万円の工事を実施する。
6	流失等した教科書・学用品等の手配	教科書の速やかな再給与等・学用品等の無償提供の検討 ■実績 教科書：小中学校の教科書の必要数を文科省、(株)教科書販売所へ報告。市町村を通じ11月中旬に再給与予定。高校、特別支援も対応中。 制服：各学校が業者からの無償提供の申し入れを受け手配済み。
7	被災文化財・図書の復旧支援	市町村からの要請に応じて応援職員を派遣 ■実績 文化財：本宮市(10/23～25)30名派遣、田村市(10/28～30)39名派遣 伊達市(11/6～8)35名派遣 図書：本宮市(11/11～22)25名派遣

(裏面に続く)

No	主な課題	対応の方向性、実績等
8	被災文化財の復旧	国庫による補助採択に向け、市町村と連絡調整を行い復旧を支援 <input type="checkbox"/> 実績：被害状況を確認し、国に報告。

Ⅲ 県立学校、県立施設等及び市町村公立小中学校の被災状況(主なもの)

1 県立高校、特別支援学校

No	方部	高等学校名(所在地)	被害状況等	復旧
1	県北	福島北高校(福島市)	ボイラー煙突倒壊	
2	県中	田村高校(三春町)	校庭等崖崩れ	
3	県南	修明高校(棚倉町)	ビニールハウス破損、倒木等	○(倒木)
4	相双	相馬東高校(相馬市)	校舎1階浸水、断水、停電	○(停電・断水)
5	相双	相馬農業高校(南相馬市)	農業管理等シャッター等破損	
6	相双	ふたば未来学園(広野町)	校舎裏フェンス一部倒壊	
7	いわき	いわき海星高校(いわき市)	屋上防水シート破損	
8	いわき	好間高校(〃)	体育館床上浸水	
9	いわき	聴覚支援平校(〃)	校舎雨漏、浄化槽浸水・逆流	○

2 県立施設、出先機関

No	施設名等(所在地)	被害状況等	復旧
1	あづま荘(福島市)	地下室浸水(雨漏り)	○
2	図書館・美術館(福島市)	書庫・通用口(雨漏り)	○
3	教職員公舎(いわき市)	1階浸水	

3 市町村公立小中学校

No	方部	市町村	学校名(被害状況等)	復旧
1	県北	伊達市	小国小(校舎浸水)	○
2	県北	川俣町	川俣小(校舎浸水)	
3	県中	郡山市	永盛小・赤木小・小泉小(校舎浸水)	
4	県中	石川町	石川小(法面崩れ)	○(仮復旧)
5	県南	白河市	関辺小(校庭土砂崩れ)、東北中(ガラス破損)	○(東北中)
6	南会津	下郷町	下郷中(裏の土手崩落)	○(仮復旧)
7	南会津	檜枝岐村	檜枝岐小中(地下浸水)	○
8	相双	相馬市	中村二中(断水、太陽光パネル破損)	○
9	いわき	いわき市	平四小(断水)、小川中(校庭冠水)	○
10	相双	富岡町	富岡一小、二小、一中、二中(飲水不可)	○
11	いわき	いわき市	湯本三小(校庭土砂流出)、赤井中(校庭土砂崩)	○(立入禁止)

※ No10、No11は10月25日(金)の大雨による被害。

Ⅳ 県立学校及び市町村公立小中学校の休校の状況

1 県立学校：なし

※ 台風19号の影響により、休校していた県北地方(5校)、県中地方(11校)、会津地方(6校)、相双地方(5校)、いわき地方(9校)の県立学校は10月24日(木)までに再開(最大36校(15日時点)中、36校)

2 公立小中学校：なし

※ 台風19号の影響等により休校していた伊達市(21校)、川俣町(1校)、本宮市(3校)、郡山市(5校)、須賀川市(1校)、田村市(1校)、塙町(2校)、相馬市(13校)、南相馬市(4校)、いわき市(29校)は10月24日(木)までに学校(最大80校(23日時点)中、80校)再開
 また、25日(金)の大雨により28日(月)休校した相馬市の公立小中学校(小9、中4)は29日(火)再開。

被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ

令和元年11月7日
台風第19号等
被災者生活支援チーム

1. 基本方針

- ▶ 台風第15号及び第19号をはじめとした一連の豪雨・暴風を受けて、被災地の二一ズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費等の措置を講じていく。今後も、被災者の安心感を確保し、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、切れ目なく、財政措置等を講じていく。
- ▶ 被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。

2. 緊急対応策(主なもの)

(1) 生活の再建

- ◆ **廃棄物・土砂の撤去**
～生活圏からの年内撤去を目指して～
 - ・宅地内やまちなかの廃棄物、土砂の市区町村による一括撤去支援
 - ・災害廃棄物の広域処理に関する調整・支援
 - ・台風19号等の半壊家屋の解体支援等による早期再建支援
- ◆ **被災者の二一ズに応じた住宅再建等**
 - ・応急的な住居の確保と空室提供等の情報を一元的に把握・情報提供
 - ・住宅の応急修理の支援対象の拡充
 - ・被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)

(2) 停電・断水の解消等

- ◆ **地域住民の交通手段の確保**
 - ・地域鉄道の代行バスや被災鉄道の復旧への支援(補助率1/2等)

(3) 切れ目のない被災者支援

- ・被災した子供の心のケア、通学支援、授業料減免等
- ・高齢者等の孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援等
- ・専用の無料消費者相談ダイヤルの設置など架空請求等対策の実施
- ・保険料減免等の特別措置に対する財政支援
- ・ボランティア・NPO・行政の連携強化、被災地の人的支援推進
- ◆ **被災者向けの特別の金融支援等**
 - ・生活福祉資金貸付等の貸付対象を被災世帯に拡大等

三陸鉄道 道床の流失

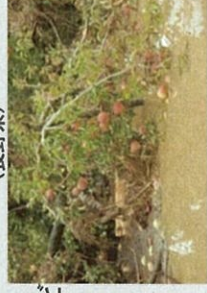


(2) 生業の再建

- ◆ **中小・小規模事業者の支援等～寄り添い型支援～**
 - ・特に被害が甚大だった地域についてグループ補助金(3/4 ※1)、自己負担分への無利子融資による支援
 - ・上記に加え、災害救助法が適用された都県についても自治体連携型補助金(最大3/4)による手厚い支援を行う(※2) 土砂被害を受けた設備の例(製造業(宮城県))
 - ・個者に対する小規模事業者持続化補助金(2/3 ※1)による再建支援
 - ・被害実態に応じた商店街補助金による支援
 - ※1 東日本大震災からの復興途上にある被災地については一定要件の下、一部定額補助
 - ※2 グループ補助金の対象となる県以外の被害も甚大かつ広範であることを踏まえ、一定要件の下、一部の県については、国の補助率を引上げ(国:県 1:1→2:1)
- ◆ **農林漁業者の支援～一日も早い営農再開～**
 - ・広範囲に及ぶ樹園地の浸水被害に対応するため、省力樹形への植替え(53万円/10a等)や幼木の管理(22万円/10a)、早期成園化の取組(20万円/10a)、代替農地の確保支援(52万円/10a)等の総合対策
 - ・コメの浸水被害支援や稲わら撤去支援など稲作農家への支援
 - ・農業用機械等の早期復旧支援
 - ・農林水産省・サポート・アドバイスチーム(MIAFF-SAT)による技術的支援



土砂被害を受けた設備の例(製造業(宮城県))



浸水被害を受けたりんごの例(長野県)

(3) 災害応急復旧

- ◆ **河川・道路等の復旧、二次被害の防止**
 - ・二次被害が懸念される土砂災害発生箇所の対策を早急を実施
 - ・高度な技術等を要する自治体管理河川、道路等の復旧工事を、国が権限代行により実施
 - ・被災し河川等の改良復旧等
 - 長野県東御(とうみ)市
海野宿(うんのじゆく)橋



(4) 災害復旧事業の迅速化

- ・災害査定及び災害復旧事業の迅速実施
- ・緊急災害対策派遣遺隊(TEC-FORCE)等による指導・助言

(4) 災害救助等

- ◆ **仮設住宅等の応急救助等**
 - ・食料、飲料水の供給、防寒対策に資する物資供給
 - ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理
 - ・災害弔慰金の支給
- ◆ **自衛隊等の活動**



入浴支援

